

イギリス（イングランド）の都市・地域計画の システムとリージョン計画について

平成 18 年 11 月

株式会社 地域・交通計画研究所

(表紙裏)

目 次

1	はじめに	1
2	イギリスにおける都市政策の系譜	2
	(1) わが国より先に進行した都市の衰退	2
	(2) サッチャー政権までの取組み	2
	(3) サッチャー政権の施策	3
	(4) メージャー政権の施策	4
	(5)ブレア政権の施策	5
3	イギリス（イングランド）の都市・地域計画システム	6
3.1	イングランドの計画行政体制の階層性	6
	(1) イギリス（イングランド）の地方制度	6
	(2) 計画行政体制の階層性	8
3.2	計画システムにおける中央政府、リージョン、地方自治体の機能分担	9
	(1) 中央政府一国としての戦略的計画指針の提示	9
	(2) リージョン計画機関 RPBs—リージョンレベルの広域計画の策定	12
	(3) 地方自治体 LPAs 等一国の指針やリージョン計画を受けた取組み	15
4	リージョン空間戦略 RSS の概要	19
4.1	RSS がわが国の計画システムで参考となる点	19
4.2	国の政策指針 PPS に基づく RSS の概要	20
	(1) 国の政策指針とリージョン空間戦略 RSS	20
	(2) リージョン空間戦略の策定指針 PPS11 の概要	20
	(3) RSS 等における「計画評価」のシステム	25
	(4) 中心市街地計画の策定指針 PPS6 の概要	30
4.3	RSS の事例—南東イングランドのドラフトプラン	33
	(1) 南東イングランド、そのリージョン議会 RA の概要	33
	(2) ドラフトプランの構成と計画のコンセプト図	35
	(3) 「中心市街地計画」部分の概要	35
	(4) 持続可能性評価とモニタリングの方針	36
5	おわりに	46
参考-1	イギリス副首相府「PPS11 リージョン空間戦略」の内容の要約…	47
参考-2	イギリス副首相府「PPS6 中心市街地計画」の内容の要約	63
参考-3	南東イングランド RSS ドラフトの要約書（英文）	73
参考-4	大ロンドン庁 GLA とその空間開発戦略 SDS の概要	83
参考-5	イングリッシュ・パートナーシップスについて	91
参考-6	イングランドの「地区の荒廃度指標」について	93

(目次裏)

1 はじめに

イギリス（正式名称は、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）は、面積が 24.3 万 km²（日本の約 2/3）、人口 5920 万人（2002 年、日本の半分弱）といったスケール感の国である。その政治体制が立憲君主制であり、また地方制度が国一県一市という三階層制だった（注 1）こと、また発生している都市問題の類似性などから、イギリスの都市政策はわが国でも参考事例とされてきた（注 2）。

注 1) 後述するように、80 年代以降、イギリスの地方の階層制は、単純な三階層制ではなくなっている。

注 2) 「インナーシティ問題」という言葉がその例。また、90 年代には、大規模な工場跡地等の再開発促進方策として、イギリスの UDC 方式、エンタープライズゾーン方式がよく引き合いに出された。都市再生緊急整備地域の、期間限定、国（首相）による地区指定、特区的取扱い等は、こうしたイギリスのシステムを参考にしたものと同推察されるものである。

イギリスの都市問題は、失業・犯罪・人種問題など、わが国に比べはるかに社会性が強い。そのため、政策の目標などが理解しづらい面がある。また、政権の交替、特に保守党と労働党政権の交替に伴って都市政策が大きく変化するため、その変化の追跡がしづらいところがある。特に、80 年代の保守党サッチャー政権（79 年発足）、その後 90 年代の保守党メージャー政権（90 年発足）、97 年以降の労働党ブレア政権にかけての政策の変化は大きなものがある。このため、わが国では、「民活」の面などで、同時期に政権に就いていたアメリカのレーガン政権と並んでサッチャー政権の都市政策はよく紹介されてきたが、サッチャー以降の政権の政策についての紹介が意外になされていない実態が見受けられる。

しかし、最近の、特に 2004 年 5 月に行われた都市・地域計画制度の改正（注 3）以降の動きは、わが国で現在議論されている問題への参考事例となるところがある。

- ・地方分権下での、都市政策に係る国と地方の役割分担
- ・国土形成計画における広域地方計画、あるいは都市計画区域マスタープランといった地方レベルでの広域計画システム
- ・まちづくり三法見直しに伴う中心市街地再生施策の方向性

注 3) 都市・地域計画に係る基本法である「計画及び強制収用法 PCPA (the Planning and Compulsory Purchase Act)」の 2004 年改正法の施行及びこれに伴う計画システムの改正。PCPA2004 法は、わが国の都市計画法と土地収用法が合体したような法律であるが、これは、かつてのイギリスの都市計画が公的主体による土地取得を基本とするシステムを採っていたことによるものと推察される。

本資料は、このような問題意識のもとでとりまとめたものである。

2 イギリスにおける都市政策の系譜

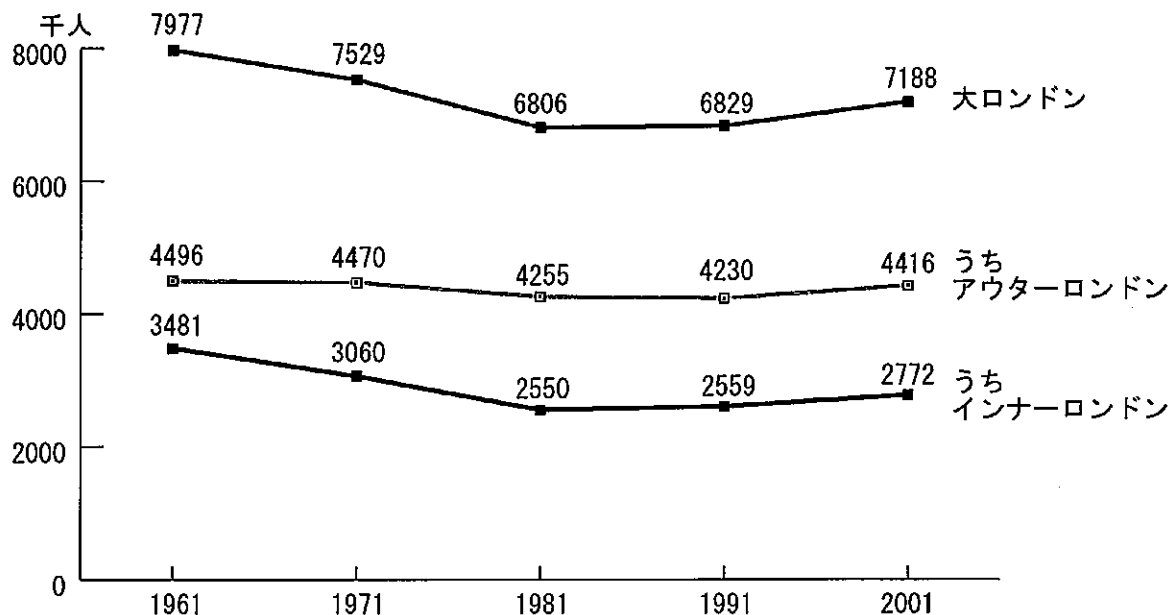
(1) わが国より先に進行した都市の衰退

イギリスでは、第二次世界大戦後、戦争に伴う経済疲弊の後遺症が残った上に、植民地の独立による海外市場の喪失、急速に発展したアメリカとの経済競争の影響等によって、「英国病」と揶揄された深刻な経済低迷に陥った。一方で、わが国に比べればはるかに都市化が進んでいたイギリスではあるが、モータリゼーションの進展によって郊外化が進行し都市構造の大きな変化が発生した。この結果、在来の工業都市などで、インナーシティ問題と呼ばれる都市中心部の荒廃など、深刻な都市問題が顕在化した。

大ロンドン(大阪府をちょっと小振りにしたくらいの面積・人口規模)の例でいうと、1961年から1981年の20年間で、120万人近い人口減少が生じた。

注) ちなみに、大阪府の場合、05年の人口880万人が今後の20年間で約60~70万人減少するとの見通し。人口減少の主要因が、かつての大ロンドンとは社会減、今後の大阪府は自然減という違いはあるが。

図表 2.1 大ロンドンの人口の推移



データの出所：イギリス統計局 ONS のホームページより

注：インナーロンドンは、大阪市の1.4倍程度の面積のエリア。大ロンドンの人口が減少している61年~81年の間も、イギリスの総人口は増加

(2) サッチャー政権までの取組み

このような状況下で、イギリスの都市再生は戦後すぐに取り組み始めたが、当初は、

戦災復興型の再開発、自動車交通混雑対策、コミュニティの社会的弱者に対する教育や社会サービスの充実といった、対症療法的な施策に重点が置かれていた。この時期に、大ロンドン都 GLC : Greater London Council の設置 (65 年)、六つの大都市県 MCC : Metropolitan County Council の設置 (72 年まで) など、大都市を抱える地方自治体の体制強化も行われた。この地方制度改革は、わが国の地方制度調査会などでの大都市圏制度の議論において参考とされたものである。

しかし 70 年代に入って、都市の衰退・荒廃が加速する様相を示したことから、70 年代後半には、都市衰退の根本原因である産業衰退への対策も含めた戦略的な都市再生推進に軸足がシフトしてきた。すなわち、「産業の誘致や雇用創出のための民間企業への支援」、「産業衰退の根本要因である都市の経済・環境構造の再編」といったことである。77 年に労働党政権が公表した「インナーシティのための政策」(Policy for Inner Cities) が、その政策的転換点とされている。

(3) サッチャー政権の施策

この政策転換は、79 年に保守党が政権に就きサッチャーが首相になったことで加速した。サッチャー政権による都市政策は、一言でいえば「国の強いリーダーシップのもとでの、民間活力活用の推進」である。すなわち、

- ・都市開発事業における、都市整備、住宅、産業・雇用などの施策のパッケージ化
 - ・ただし、その後の施策に比べ、ハードな開発志向が強いもの
- ・そのパッケージを投入する特区的施策（都市開発公社 UDC 方式、エンタープライズゾーン EZ 方式）の導入と、民間とのパートナーシップの重視
 - ・UDC (Urban Development Corporation) の場合、地方自治体の持つ開発許可などの権限を UDC に持たせるなど、地方自治体の関与を制限。かつ、10 年間の期間限定にするなど、スピード感を重視
- ・特区指定における国の強い関与
 - ・UDC、EZ の地区指定は国の権限（わが国の都市再生における都市再生緊急整備地域の指定システムに類似するところあり）
- ・86 年の GLC、MCC の解体
 - ・大都市圏の広域行政体を解体し、県を介さず基礎自治体（区）が国の下に直属する形に。これ以降、わが国類似の、国一県一市の三階層は崩れ、三階層と二階層が混在する地方体制に

こうしたサッチャー政権の姿勢は、地方政権において強さを持つ労働党つぶしの意図があったことは否めないが、同時期に政権を担っていたアメリカのレーガン政権の政策と同様、小さな政府・民間活力の活用という思想が底流にあったことは確かである。

なお、上記のサッチャー時代の施策は、現在は次のように修正されている。

- ・UDC、EZ 制度は、次のメージャー政権で廃止（新しい事業制度に引継ぎ）。ハードな開発志向の強い事業制度から、福祉・教育などのソフト施策もパッケージ化した、社会性の強い事業手法に変遷していった
- ・大ロンドンの広域行政体は、ブレア政権発足後の 2000 年に、組織体制は従来の GLC とは異なるものの、GLA (Greater London Authority) の形で復活
- ・都市計画における県の役割はさらに限定されてきているが、より広域のリージョンレベルでの広域調整の仕組みを強化（メージャー→ブレア）

(4) メージャー政権の施策

90 年には、サッチャーは退陣し同じ保守党のメージャー政権が発足した。メージャー政権の都市施策は基本的にはサッチャー時代の施策の流れを受けているが、

- ・官民パートナーシップを一層重視
- ・事業手法的にハード・ソフト施策のパッケージ化を一層推進
- ・都市・地域計画におけるリージョン（地方ブロック）での広域調整の重視

といったように、サッチャー時代の施策の軌道修正を行っており、次の労働党ブレア政権に引き継がれているものも少なくない。

このメージャー時代の特徴的な施策が、UDC、EZ 制度を廃止して 94 年に創設された、都市再生統合補助金 SRB (Single Regeneration Budget) である。SRB は 97 年に発足した労働党ブレア政権も当初は一部仕組みを変えながらも引き継いだ。

SRB は、それまで 5 省（教育省、雇用・社会保障省、環境省、運輸産業省、内務省）によって運営されていた 20 のプログラムを統合した補助金であり、地方の再生に対しより柔軟な資金提供をより柔軟な資金提供を行えるようにした。旧プログラムを廃止して自由になった資金で SRB チャレンジ・ファンド (SRBCF) を創設した。SRBCF は、再生事業を行うパートナーシップに対して援助するもので、このパートナーシップは、地方公共セクター、地方民間セクター、ボランティアなど様々なメンバーから構成される。このパートナーシップが再生計画を作成して SRBCF の入札（コンペ形式）に参加する。最初の入札のラウンドは 1995 年に行われた。SRB の要点は以下の通り。

- ・従来の地域再生事業の一本化、あるいはタテワリ行政の弊害の除去をねらった統合補助金。補助期間は、基本的に最長 7 年
- ・補助金の採択・交付方法を地元のパートナーシップからの提案コンペ方式にしたことにみられるように、従来の政策、特に UDC が、国の強いリーダーシップのもと地域の意向を無視していたきらいのあることの是正
- ・産業・雇用、教育、福祉、住宅、防犯、都市基盤整備等の多分野が事業対象

・ 地方政府と NPO 等の民間セクターとのパートナーシップ (PPP s : Public-Private Partnerships) を重視し、PPP s が補助金の受入れ、事業主体となる仕組み

ただ、この SRB も、97 年のブレア政権の発足とともに、99 年の第 6 ラウンドをもって新規採択は打ち切られた。継続事業への補助は続けられていたが、04 年には SRB を引き継ぐ新しい統合補助金制度に吸収され (後述のリージョン開発庁 RDA が所管)、第 6 ラウンドの補助期間が終了した 05 年で、SRB 制度は実質的にも廃止された。

(5) ブレア政権の施策

ほぼ 20 年ぶりの労働党政権であるブレア政権は、97 年に発足した。ブレア政権下において、都市政策は内政上の最重要課題のひとつとして位置づけられた。これは、労働党の伝統的な支持基盤である都市労働者の貧困化への対処が重要視されたことによる。このため、組織体制的にも国の省庁の縦割りを排するため、副首相府 ODPM (Office of the Deputy Prime Minister) が都市・地域政策を統括することとした (注)。

注) 都市・地方政策の統括は、06 年 5 月にコミュニティ・地方行政省 DCLG (Department for Communities and Local Government) が設置され、そこに事務が移管されている。この組織変更の理由は詳らかではないが、ひとつには、ブレアの後継者と噂され副首相を務めていたプレスコットが、スキャンダルで退いたことの影響もあると推察される。

従来の保守党政権時代の施策に対する変化、特徴は、次のようなことが挙げられる。

・ 開発主導・プロジェクト主義から、既存の近隣地区 (Neighbourhood) ないしコミュニティ重視・地域間格差是正重視へ

・ 労働党の支持基盤である労働者階級に手厚い施策だといえなくはない

・ コミュニティの持続可能性の重視

・ ODPM のキャッチコピーが、Creating Sustainable Communities

・ サステイナビリティというと、わが国では環境保全的なニュアンスで理解する向きもあるが、欧米では、生活の基盤である雇用の確保、そのために必要な産業振興も含め、もちろんながら環境保全も含めた、総合性を持った開発という概念とされている

・ 地方の主体性の重視

・ 地方任せではなく、国としての明確な目標・方針の提示のもとで

・ 特に、後述のように、広域地方であるリージョン重視のトーンが見られる。大口ロンドンの広域行政体復活も選挙公約としており、公約どおり 2000 年に GLA を発足

以下では、このブレア政権下での都市・地方計画のシステムについて詳述する。

3 イギリス（イングランド）の都市・地域計画システム（注）

3.1 イングランドの計画行政体制の階層性

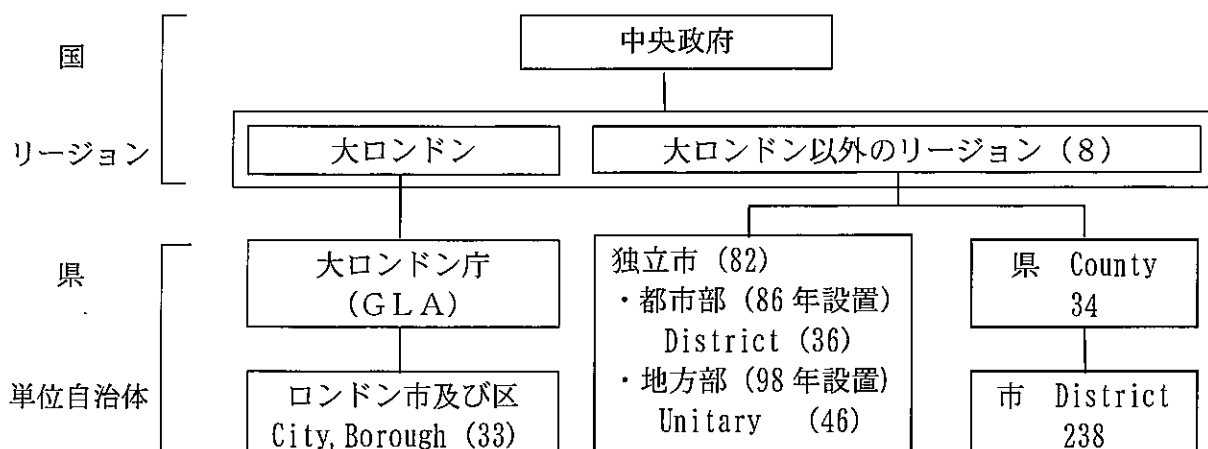
（1）イギリス（イングランド）の地方制度

イギリスは、国の正式名称が United Kingdom（連合王国）となっているように、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドから構成され、イングランド以外の地域には広範な自治権が与えられている。中央政府が都市・地域政策を直轄しているイングランドは、面積 13.0 万平方キロ（イギリス全体の 5 割強）、人口で約 5000 万人（イギリス全体の 8 割以上）のエリアである。以下では、このイングランドにおける計画システムについて紹介する。

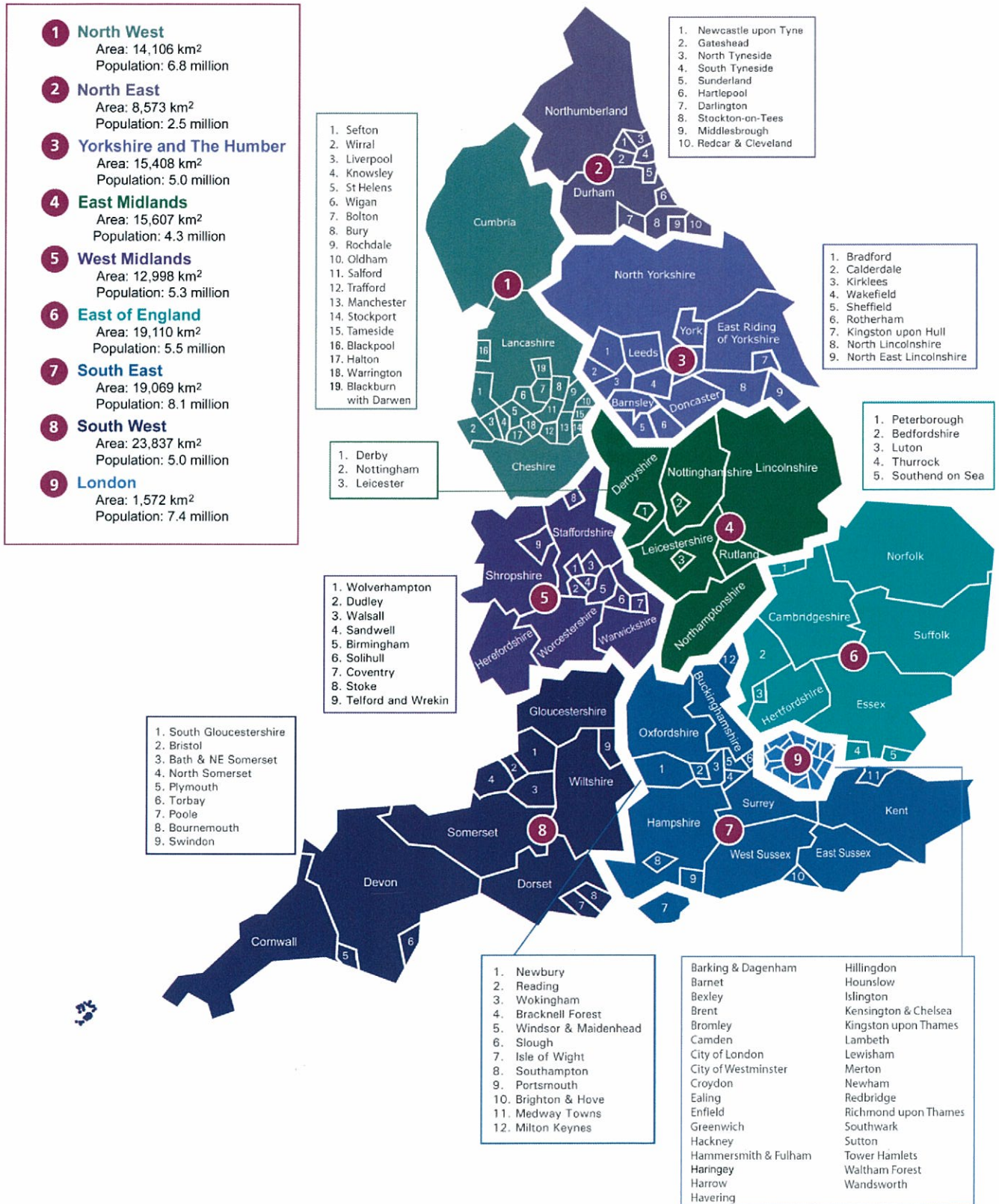
イングランドは、かつてはわが国と同じ国－県－都－市－区という三階層制であったが、1980 年代の保守党政権以降、県に属さない独立自治体が設けられたり（86 年、98 年の 2 回にわたって）、86 年にいったん解体された大ロンドン広域行政体が 2000 年に復活（ただし機能・組織形態は大きく変化）したりした結果、現在では国－独立市という 2 階層と国－県－市－区という 3 階層が混在している。この間の地方行政体制の再編は、わが国の地方制度改革と異なって、県（County）の機能に係るものが中心であり、わが国のような基礎自治体レベルの市町村合併はほとんど行われていない。

さらに、イングランドでは、国と地方自治体との中間の広域行政単位として、リージョン（Region）という単位が設けられている。リージョンは、図表 3.2 に示すように、大ロンドンを除けば面積的にはわが国の地方ブロック並みの広がりを持つが、人口的にはわが国の県並みの規模である。リージョンは、大ロンドンを含め 9 つある。リージョンは、大ロンドン GLA が公選制の市長・市議会を持つ「地方自治体」である以外は、主権を持つ地方自治体組織が置かれているものではなく、国の地方行政単位として、広域的な計画・事業調整で行うために「便宜的」に設置された階層である。

図表 3.1 イングランド地方行政体制（GLA が復活した 2000 年時点のもの）



図表 3.2 イングランドの地方 (Region) と地方自治体 (ODPMのHPより)



注) 以下での記述は、イギリス政府等のホームページ所載の資料によっているため、現時点の仕組みの解説である。このため、現時点の仕組みの前の仕組みがどうだったかについては推察的に書いているところがあるので了解いただきたい。

(2) 計画行政体制の階層性

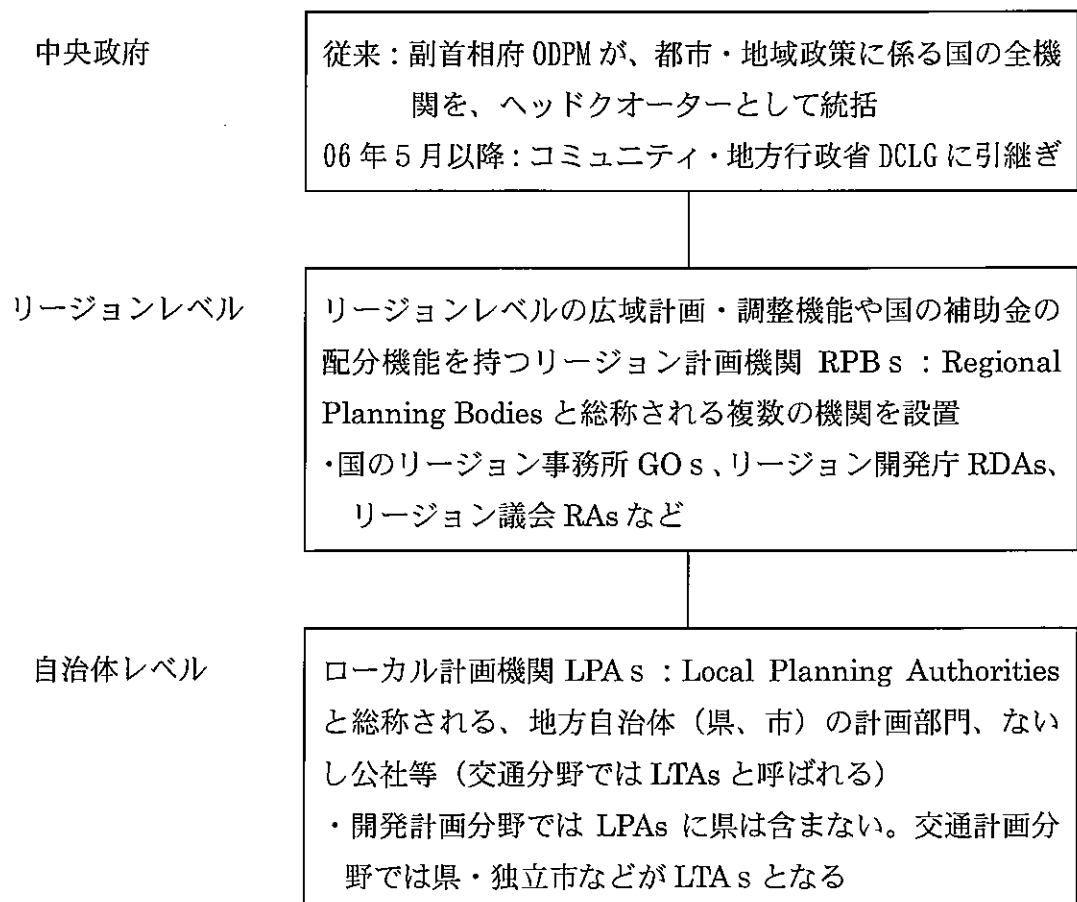
以上の地方制度の階層性に対応し、イングランドの計画行政の階層性は、国－リージョン－地方自治体等（県、市等）の三階層を基本としている。わが国の感覚ではなかなか理解しづらいところがあるが、以下のように複雑である。

- ・リージョンは、フルセットの行政機能を持つような単独の行政体はなく（大ロンドン庁以外は）、広域計画・調整機能を持つ複数の機関が設置されているだけの、ある意味では便宜的な行政階層である。リージョンが行政的な階層として重視されてきたのは、90年代以降、特にブレア政権発足後である（注）。

注) 90年代以前はどうだったかは、資料が無くよくわからない

- ・地方自治体も、県・市が上位下位にあるのではなく、計画分野によって、リージョンの下に県がつく場合もあれば市が直接つく場合もある

図表 3.3 イギリス（イングランド）の計画行政体制の階層



3.2 計画システムにおける中央政府、リージョン、地方自治体の機能分担

(1) 中央政府一国としての戦略的計画指針の提示

2の「系譜」に記したように、イギリスの都市政策は、都市の再生のためには政策や補助金等に対する国の縦割りを廃する方向性が、政権ごとに強まっている。特に、ブレア政権は、コミュニティ再生を政策の柱に挙げたこともあって、産業・雇用、福祉・教育等のソフト的な施策の統合化を強めた。この5月まで採られていた副首相府 ODPM が都市政策を統括するという体制も、その一環と推察される。

都市・地域政策における中央政府の役割は、概ね次のようになる。

①国としての戦略的な政策目標の提示

②その目標実現のために国として必要な法制度（地方制度を含む法制度・体制、事業制度等）の整備

③その枠組みのもとで、国が地方に求めるもの（政策指針、地方が定めるべき計画の策定指針等）の提示

④個々の地方自治体等では出来ないこと等（広域インフラ整備、戦略的な都市開発への投資等）に対する国としての関与

これらのうち、計画システムとして興味深いのが、①、③に係る「計画指針」の作成と提示である。国が、施策分野別の計画指針を出すことは、ブレア政権以前から行われている。従来の計画指針は、計画政策指針 PPG : Planning Policy Guidance Note と呼ばれ、90年代のメージャー前政権時代から順次出されている。ブレア政権も当初はこのPPGを更新（一部新テーマも）していたが、計画及び強制収用2004年法（PCPA2004）によって計画システムの改正を行ったことに伴い、同法施行後は、PPGの改正版を計画政策綱領 PPS : Planning Policy Statement と、呼称を変えて公表している。

この一連のPPG/PPSを一覧表の形で示したのが、図表3.4であり、2004年以降に更新され、PPSとして出されたものを、赤字で示している。これらの指針は、次のように類別できる。

- ・PPS1のように、都市政策の戦略的な方向性を示したもの
- ・PPS11、PPS/PPG12のように、地方（リージョンや地方自治体）が、国の政策方針を受けて策定すべきそれぞれの地域の計画について、その策定指針を示したもの
- ・その他大半は、テーマ別に、国としての計画の考え方、地方の計画策定において留意すべきことを示すもの（個々のテーマ別の計画指針や計画行政上の指針というものもあるし、PPS6 中心市街地計画のように、PPS11、PPS12 に示されたリージョン・基礎自治体の計画策定にあたって「中心市街地計画」を盛り込む前提で、その盛り込み方をまとめたものがある）

図表 3.4 P P G (Planning Policy Guidance Note) 及び
P P S (Planning Policy Statement) の一覧

注) P P G は概ね 2002 年頃までに策定されたもので、2004 年の都市・地域計画制度の改正後に抜本的に更新されたものは、一連番号はそのままに、P P S と呼び換えられている。なお、ブレア政権が発足した 97 年以降の P P G は、それ以前の P P G を更新したものである可能性がある。出所は、D C L G のホームページ。

P P S 1 : Delivering sustainable development (持続可能な成長の実施)

- ・ 1997 年 2 月に P P G 1 策定、2005 年 2 月に P P S 1 に置換

P P G 2 : Green belts (グリーンベルト)

- ・ 1995 年 1 月策定、2001 年 3 月改正

P P G 3 : Housing (住宅)

- ・ 2000 年 3 月策定、2005 年 1 月に更新

P P G 4 : Industrial, commercial development and small firms (工業、商業開発と中小企業)

- ・ 1992 年 11 月策定

P P G 5 : Simplified planning zones (計画ゾーンの単純化)

- ・ 1992 年 11 月策定

P P S 6 : Planning for town centre (中心市街地の計画)

- ・ 1996 年に P P G 6 策定、2005 年 3 月に P P S 6 に置換

P P S 7 : Sustainable development in rural areas (地方部の持続可能な成長)

- ・ 1997 年 2 月に P P G 7 策定、2004 年 8 月に P P S 7 に置換

P P G 8 : Telecommunications (通信)

- ・ 2001 年 8 月策定

P P S 9 : Biodiversity and geological conservation (生態的多様性と地質の保全)

- ・ 1994 年 10 月に P P G 9 策定、2005 年 8 月に P P S 9 に置換

P P S 10 : Planning for sustainable waste management (廃棄物処理の計画)

- ・ 1999 年に P P G 10 策定、2005 年 7 月に P P S 10 に置換

P P S 11 : Regional spatial strategies (地域空間戦略)

- ・ P P G 11 Regional planning (地域計画) を、2004 年 9 月に置換
- ・ イングランドの地方 (Region) 毎に定めるそれぞれの地域毎の計画の指針を定めているもので、国の指針の名称に伴って、地域計画のタイトルも R P G (Regional Planning Guidance) から R S S に変更。

P P G12 : Development Plans (開発計画)

P P S12 : Local Development Frameworks (地方開発基本計画)

- ・ P P G12 は 1999 年 12 月策定、P P S12 は 2004 年 9 月に策定。P P G12 に基づく開発計画が残っているため P P G12 も残っている。P P S12 は、地方自治体が策定すべき都市計画マスタープラン（というべきもの）の策定指針をまとめている。

P P G13 : Transport (交通計画)

- ・ 2001 年 3 月策定

P P G14 : Development on unstable land (不安定な土地の開発)

- ・ 1990 年策定

P P G15 : Planning and historic environment (計画と歴史的環境)

- ・ 1994 年 9 月策定、2001 年 1 月と 2005 年 9 月に部分改訂

P P G16 : Archaeology and planning (考古学と計画)

- ・ 1990 年 11 月策定

P P G17 : Planning for open space, Sport and Recreation (オープンスペース、スポーツ、レクリエーションの計画)

- ・ 2002 年 7 月策定

P P G18 : Enforcing planning control (計画規制の強化)

- ・ 1991 年 12 月策定

P P G19 : Outdoor advertisement control (室外広告物の規制)

- ・ 1992 年 3 月策定

P P G20 : Coastal planning (沿岸域の計画)

- ・ 1992 年 9 月策定

< P P G21 : Tourism (観光) >

- ・ 1992 年 11 月策定。2006 年 8 月に廃止（別に政策ペーパーが出たため）

P P S22 : Renewable energy (再生可能なエネルギー)

- ・ 2004 年 8 月に P P G22 と置換

P P S23 : Planning and pollution control (計画と大気汚染規制)

- ・ 1999 年に P P G23 策定、2004 年 11 月に P P S23 に置換

P P G24 : Planning and noise (計画と騒音)

- ・ 1994 年 9 月に策定

P P G25 : Development and flood risk (開発と洪水リスク)

- ・ 2001 年 7 月策定

(2) リージョン計画機関 RPBs—リージョンレベルの広域計画の策定

【リージョン空間戦略 RSS】

イングランドのリージョンは、大ロンドンを含めて9つあり、国と地方自治体（県・市）との中間の広域スケールでの計画調整を行うための地域単位である。すなわち、国の政策を地域ブレイクダウンする際に、地域の実情に即した広域調整を行うために、一般の地方行政組織とは異なる単目的的な計画機関をリージョンに設置し、計画の策定・調整・進行管理を行う仕組みが「リージョン」といえる。

リージョン計画はいくつもの種類があるが、都市・地域計画の枠組みを定めるリージョン空間戦略 RSS : Regional Spatial Strategy は、リージョン計画の中でも数少ない法定計画のひとつでもあり、重要な役割を持つものである。RSS は、2004 年の都市・地域計画制度の改正までは、リージョン計画指針 RPG : Regional Planning Guidance と呼ばれるものがリージョン毎に策定されていたが、2004 年以降は RPG の更新という形で RSS が策定されることとなっている。RSS の策定指針を示した（更新した）ものが上記の PPS11 である。リージョン空間戦略 RSS は、

- ・対象エリアの面積的広がり大きさ（人口規模は、わが国の府県ひとつ程度だが）
- ・取り扱っている内容が、経済・産業なども含む広範なもの

という点ではわが国の国土形成計画の広域地方計画に類似するものだが、

- ・リージョン全体のプランに加え、いくつかのサブリージョン（わが国の広域都市計画区域に似たスケール感）に分けたプランもまとめることが推奨されていること
 - ・「空間戦略」と称しているように、リージョン広域の土地利用とインフラ計画をコアアウトプットしており、計画実施手段として開発指導・建築許可制度と直接リンクしていること（わが国の広域地方計画はそれ自体は実施手段は持たない）
 - ・このリージョン計画が、傘下の基礎自治体の開発基本計画（わが国の市町村都市計画マスタープランに類するもの）の上位計画と法的に位置づけられていること
- などから、むしろわが国の都市計画区域マスタープランに類するものとも見なせる。

RSS の内容や策定プロセス等の概要は、後の第 4 章で詳述する。

【リージョン計画機関 RPB s】

リージョン計画策定に係る機関は、リージョン計画機関 RPBs : Regional Planning Bodies と呼ばれ、都市・地域政策に係る機関は、主に次の 3 つである。

① 国のリージョン事務所 GOs : Government Offices for the English Regions

- ・リージョン（大ロンドン含む）毎に設置されている、国の府省の出先事務所
- ・わが国の地方整備局、地方運輸局、地方経済産業局に類するものだが、大きく違うのは省庁縦割りのままではなく、リージョン毎に合同した事務所として設置されて

いること。現時点（ODPM が解体された 06 年 5 月以降）では、以下の 10 府省の合同出先事務所となっている。

- ・ Department for Communities and Local Government
 - ・ Department for Transport
 - ・ Department of Trade and Industry
 - ・ Department of the Environment, Food and Rural Affairs
 - ・ Department for Education and Skills
 - ・ Home Office（内務省。警察・消防・緊急事態対応等）
 - ・ Department of Culture, Media and Sport
 - ・ Department of Work and Pensions
 - ・ Department of Health
 - ・ Cabinet Office（内閣府）
- ・ リージョン毎のガバメントオフィスが設置されたのは、94 年（メジャー政権当時）であり、国の縦割りを排し、リージョンレベルでの国の政策の総合化・調整、それぞれのリージョンの実情に即した国の施策のブレイクダウン、その実現に必要な国の資金のリージョン内での配分調整などを行っている。
- ・ たとえば、リージョン計画についても、現行の RSS の前のリージョン計画指針 RPG は、ガバメントオフィスが策定していた（注）。

注）たとえば、大ロンドンに接する南東イングランドの場合、現行の RPG（2016 年目標）は 2001 年 3 月に、南東イングランド GO が策定。その前の 2011 年目標の RPG は 94 年 3 月に策定されたものだが、ガバメントオフィス制度の発足直前だったため、中央政府がとりまとめを行っている。

② リージョン議会 RAs : Regional Assemblies

- ・ リージョン議会は、通常の公選制議会を持つ大ロンドン以外の 8 つのリージョンに設置されている。もともとは、1998 年制定のリージョン開発庁 RDA 法 (Regional Development Agencies Act 1998) に基づき 1999 年に設置され、リージョン開発庁 RDA などの国の機関が策定するリージョン計画に対して地元（リージョン）の意見を反映させる役割を果たす組織とされていた。
- ・ 組織形態はボランティアなものとされており、意思決定機関である Chamber は、傘下の地方自治体のメンバー（メンバーの 2/3 程度）及びその他の関係機関等の専門家（残り 1/3 程度。どこの自治体にも属さず利害関係もないメンバー）から構成される。公選制の地方議会とは全く異なるものであるが、北東イングランドの RA は、メンバーを公選制の選挙で選ぶという独自のやり方採っている（メンバーの選定方法までは国は定めていない）。リージョン計画機関 RPB としての認定は国の権限

であり、活動資金の大半は国の助成である。

注) 南東イングランド RA の概要を 4.3 に示す

・リージョン議会の役割は、次のようになっている。

①国や EU の政策に対するリージョンの主張 Advocacy の開陳

②RDA の経済戦略や都市再生施策に対するアドバイス (98 年 RDA 法に基づく法定の役割)、国の環境機関や保健機関に対する政策的アドバイス

③リージョン空間戦略 RSS の策定 (認可は国) とその進行管理 (03 年 4 月に GO から引継ぎ (注)、PCPA2004 年法で法的にも位置づけ)

④RSS の実施に係る関係機関との協議調整、RSS を受けて策定される地方自治体の計画 LDF 等に対するアドバイス

注) ホームページを見ると、現行の RPG のドキュメントは GO のページに掲載されているが、進行中の RSS 策定関係のドキュメントは、RA のページに掲載されている。

・なお、リージョン計画の一種として、現在はリージョン住宅委員会 RHB: regional Housing Boards という機関が策定しているリージョン住宅戦略 RHS: Regional Housing Strategy (特に公的な住宅の供給計画を内容としている) の策定についても、リージョン議会の責任にすると提言が出ている。

・リージョン空間戦略 RSS の策定主体となったリージョン議会 RA は、その策定プロセスでは、ガバメントオフィス GO やリージョン開発庁 RDA といった国の機関と連携して作業を進めているし、最終的な RSS の認定は中央政府の権限である。こうした形は、わが国の今般の国土形成計画・広域地方計画策定にあたっての「広域地方計画協議会」の体制に類似しているとみることもできよう。

③ リージョン開発庁 RDAs: Regional Development Agencies

・リージョン開発庁 RDA は、上記の RDA1998 年法に基づき、1999 年に 8 つのリージョンで、大ロンドン GLA の発足と同時に 2000 年に設置された。現在は通商産業省 DTI: Department of Trade and Industry の管轄下にある国の機関だが、DTI の地方出先ではなく、外局というか、独立性が強い組織である。

・その業務内容は、都市・地域政策の中でも経済再生、雇用創出等の分野を主に担当しており、リージョン計画機関 RPB としては、リージョン経済戦略 RES の策定主体と位置づけられている。

・リージョン開発庁は、経済再生や都市再生に係る戦略補助金・統合補助金 (都市再生統合補助金 SRB、その後身の SB など) のリージョンにおける配分権限を持ち、また中心市街地における企業誘致等のプロモーション活動等を行う PPPs 型組織・都市再生会社 URC: Urban Regeneration Company (現在、23 都市で設置されている) への助成権限を持つなど、事業面での国の窓口機能を有している。

(3) 地方自治体 LPAs 等一国の指針やリージョン計画を受けた取組み

【都市計画・交通計画分野における県と市（基礎自治体）の関係】

計画分野における県（County 等）と市（District 等）の関係、役割分担は、県に所属しない独立市が設置されたり、県・市間の機能配分が変遷してきているため、理解する上でややこしいところがある。

注）イギリスの地方自治体は、わが国と異なり議会が執行（行政）機能も持ち、市長（議会の議長を兼ねる）は議員の中から選出されていた。ただし、2000 年の地方自治法の改正によって、市長を直接選挙で選ぶなどいくつかの形態が選択できるようになっている（2000 年に復活した大ロンドン庁 GLA の知事は公選で選出）。なお、議員職はボランティアなものとされており、手当ては出るが給料は無い。

国一県一市の三階層性が確立された 1970 年代は、大都市圏 MCC の設置など、計画行政における県の権限が強化された時代と見ることができる。すなわち、

- ・ 交通行政（交通計画、道路等の事業、交通管制等）は基本的に県の事務。交通行政において市町村も県と重複的に一定の事務分担を行っているわが国と異なり、イギリスの市の交通行政分担は限定的（路外駐車場、公共交通事業（現業）などに限定）
- ・ 都市計画行政については、県がストラクチャープラン Structure Plan と呼ばれる土地利用配置等を定めたマスタープランを策定し、地区計画の策定や建築許可・開発規制等は市の所管（県の SP との整合性が求められる）。住宅は、住宅計画のフレームワークは県の SP で定めた上で、公的住宅の供給・管理等は市の分担

この枠組みは、86 年、98 年の地方制度改革に伴って、県に属さない独立市が設置されても、基本的には変更されず、県がない地域では独立市が県の持っていた事務の多くを継承したが（注）、交通計画など個々の市の境界を越えた広域的に取り組むべきものについては、複数の市が共同して計画を策定するとか、国が広域調整役を果たすといった対応が採られた。

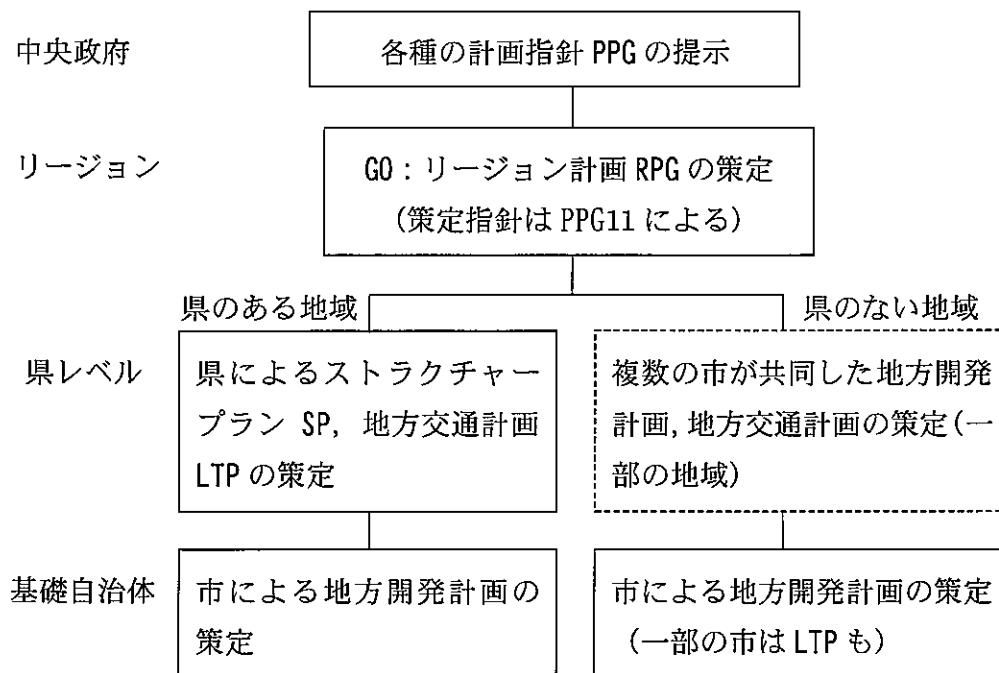
注）具体のところは不明だが、独立市でも、86 年の MCC 解体に伴って設置された大都市市 MDC : Metropolitan District Council と、98 年に主に地方部の都市を独立させた単一市 UA : Unitary Authority とでは、事務分担に差があるようである。たとえば、地方交通計画 LTP : Local Transport Plan の策定では、その策定主体 LTAs : Local Transport Authorities としてユニタリーは県と同格とされているが、大都市市は複数の市によるパートナーシップ（partnerships in metropolitan areas）を形成し共同して策定にあたることとされている。

その後、2004 年の計画制度改革により、都市計画については、県が定めていたストラクチャープランが廃止され、リージョンレベルの空間計画 RSS の下位に、市レベルの基礎自治体 LPAs : Local Planning Authorities が定める地方開発基本計画 LDF : Local

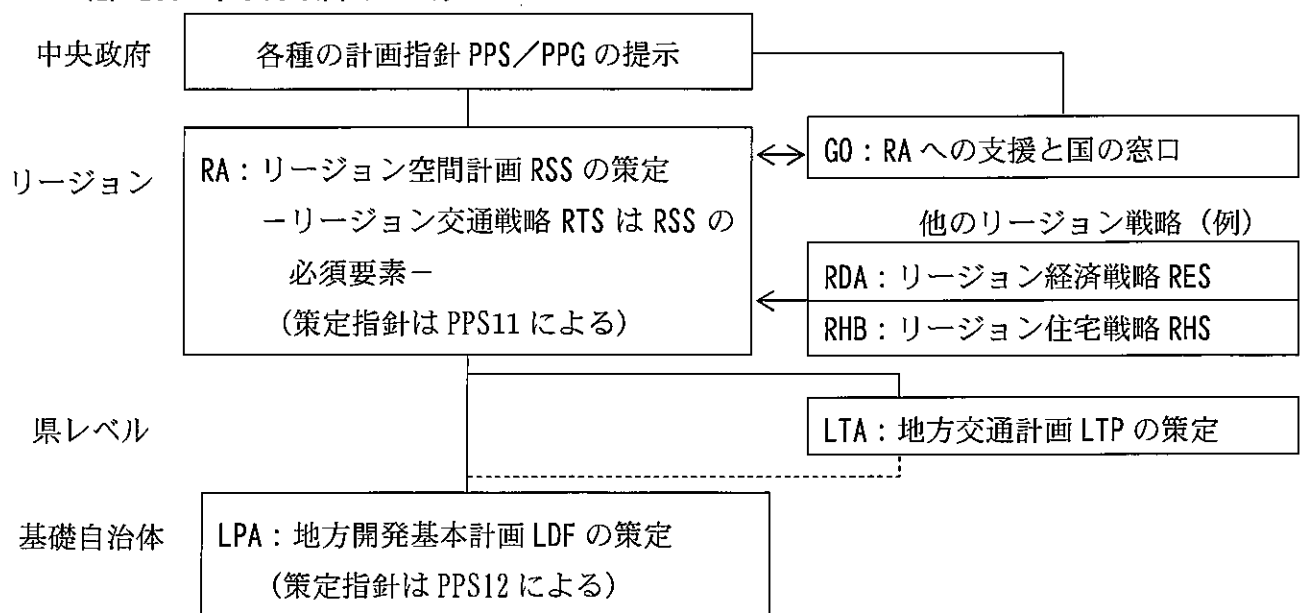
Development Framework が直接ぶら下がる形に制度改正された。すなわち、都市計画に係る県の権限が縮小された一方で、県レベルの広域調整に代えて、リージョンレベルでの土地利用調整の重みが一層増したと見ることができる。なお、開発分野の内、廃棄物、鉱物分野の計画は、及び交通計画 LTP は、県レベルに留められている。

図表 3.5 2004 年制度改正前後の都市・地域計画の階層性的変化

(1) 2004 年の制度改正前のシステム



(2) 2004 年 5 月以降のシステム



【地方開発基本計画 LDF の構成】

地方開発基本計画 LDF (Local Development Framework) は、2004 年の都市計画制度の改正 (PCPA2004 年法) によって市レベルの基礎自治体に策定が義務づけられたものである。計画策定権限の基礎自治体への移管というシステムの変化だけでなく、「規制と管理」型の都市計画から「積極的な、計画主導」型の都市計画への転換が、従来以上に強く意識されている他、計画プロセスや事後の計画評価プロセスへの住民参加、ブレア政権になって取組みが強化されているコミュニティ再生施策の重視など、内容的にも大きな改正が加えられている。LDF の策定指針は、2004 年 9 月に出された PPS12 によって国から示されている。

この LDF は、基礎自治体が策定するという点も含め、わが国の市町村の都市マスタープラン、ないし整備、開発又は保全の方針に類するものといえる。ただしイギリスの土地利用規制は LDF に位置づけられない限り現状変更は出来ないという厳しさを持つ。

LDF はいくつかの計画書 (文書) から構成され、この文書群を総称して地方開発文書 LDD (Local Development Documents) と呼ぶ。その中心を成し、リージョン空間戦略 RSS との整合性のもとで具体的な「空間計画」をとりまとめるものが、開発計画文書 DPD (Development Plan Documents) である。DPD は、リージョンの地域空間戦略 RSS との整合性を踏まえて策定されなければならない。このあたりの関係が、わが国の都市マスの、都計区域マスと市町村マスの関係に類似しているといえる。

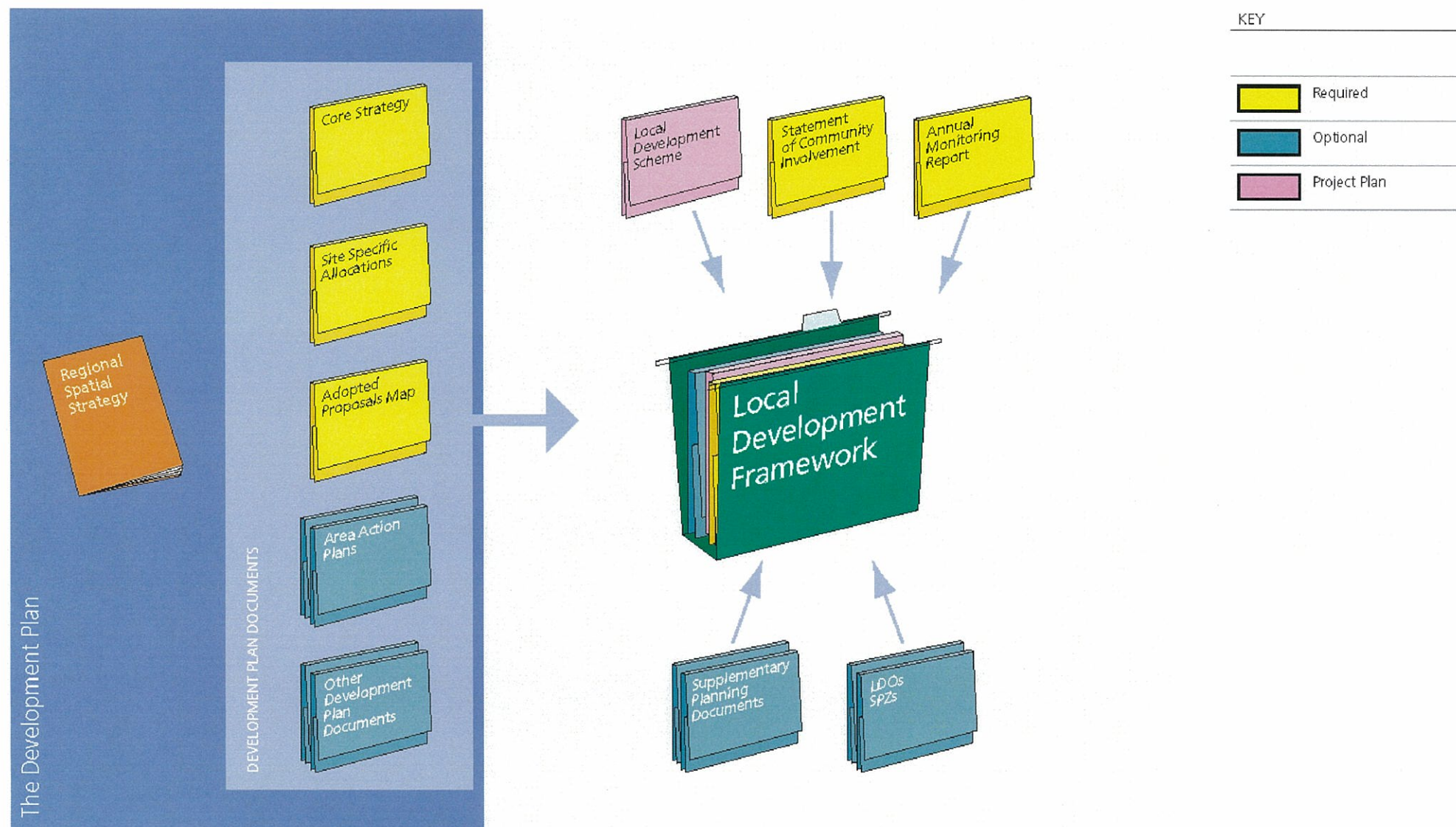
RSS と LDF の関係は、都市整備の基本戦略、リージョンレベルでの圏域構造 (主要なインフラ配置、拠点地区の配置等) といったもの、さらに大規模な商業施設のようなリージョンレベルで影響の大きな施設の立地の可否といったものまで RSS で定め、LDF はそれを前提として受けなければならないとされている。わが国に比べ、マスタープランとしての上位・下位関係がもっと厳しいシステムといえよう。

この DPD 自体が、主要戦略方針 Core Strategy、土地利用配置計画 Site Specific Allocations、計画提案図 Adopted Proposals Map など、いくつかの文書から構成される。DPD の他に作成が求められている文書として、計画策定などへの市民参加の方法等を示す「市民参加方法書 SCI」(Statement of Community Involvement)、計画期間中に毎年作成することが求められる「モニタリングレポート」などがある。

LDF は、計画システムが更新されて間がないことや、上位計画である RSS も策定途上であることから、どの自治体でも策定作業にとりかかったばかりである。いくつかの市の HP をみると、まず SCI の作成 (パブコメ含む) を行っているようであり、計画策定プロセスへの住民参加が定着している様子が窺える。

なお、DPD は個々の自治体で策定される他、隣接する自治体の DPD との整合性を調整した Joint DPDs をまとめようとしている自治体 (たとえば大マンチェスター) もある。

図表 3.6 The Local Development Framework の構成 (P P S12



4 リージョン空間戦略 RSS の概要

4.1 RSS がわが国の計画システムで参考となる点

以上で示したように、イギリスの都市・地域計画上の広域的計画調整システムとして、リージョン計画の重みが増してきており、特に PCPA2004 年法の施行に伴って制度化された現行のリージョン計画 RSS の計画システムや内容は、現在のわが国の国土計画・都市計画のシステムに対し参考になる部分があると思われる。すなわち、

- ・国土計画の体系が改訂され、地方ブロック別の計画「広域地方計画」については、国の地方支分局、地方自治体、経済団体等が広域地方計画協議会を設置して計画策定にあたりとされている。イギリスの RSS は、空間計画とはいうものの、内容的に産業経済、環境等も含んだ幅広い内容を含んでおり、わが国の広域地方計画に通じるところがあること、リージョン議会、ガバメントオフィスの関与の仕方等も「協議会」体制に通じるところがあること
- ・わが国では、2001 年の都計法改正による都市計画権限の府県から市町村への委譲、一方で府県が定める都市計画区域マスタープランの仕組みの創設、また今般のまちづくり三法見直しに伴う商業立地誘導のあり方など、都市計画における広域調整、府県の役割のあり方が課題となっている。イギリスの計画システムでも、2004 年法により県によるストラクチャープランが廃止されて基礎自治体に計画事務が一本化され、一方でリージョンレベルのマスタープランである RSS が広域調整機能を担う形となっており、わが国のシステムのあり方の参考モデルになるところがあること（RSS 自体は、幅広い計画分野を取り扱うものの、コントロール手法としては開発規制・建築許可制度を背景としている）
- ・わが国の国土計画、都市計画等でも、住民参加型の計画策定プロセスが採られ始めているし、またアウトカム指標など数値的な計画目標の導入も進められている。こうした計画プロセスや計画評価手法は、イギリスの方が系統的に進んでいることから、今後のわが国でのシステム改善の参考事例になること
- ・計画論的には、わが国の都市計画が「集約型都市構造」形成を目指す方向に転換し、その実現のための第一弾として今般の都市計画法の改正が行われたが、この方向性はイギリスでも同様である。RSS では、その観点から中心市街地のあり方を大きな柱としており、その考え方や計画的取扱いがわが国の都市計画マスタープランのまとめ方の参考となる得るものと考えられること

以上のような視点を持ちつつ、以下では RSS の計画策定プロセス、内容等について紹介する。また、4.3 では、ドラフトプランが今年 3 月に公表された南東イングランドの RSS ドラフトを例として紹介する。

4.2 国の政策指針 PPS に基づく RSS の概要

(1) 国の政策指針とリージョン空間戦略 RSS

リージョン空間戦略 RSS は、先述のように、PCPA2004 年法に基づく法定計画であり、国による審査と承認を必要とするが、策定の責任はリージョン議会が負うものとされている。2004 年法施行時点では、従前の、ガバメントオフィスが策定したリージョン計画指針 RPG がリージョン計画として存在し、2004 年法に基づく新しい RSS が策定されるまでの間は、従前の RPG を RSS とみなすとの措置が採られた。したがって、現在策定が進められている RSS は、従前の RPG の「改訂」と位置づけられている。現時点では、どのリージョンとも、国の審査を受けるためのドラフトプランを作成し終えたという段階である（注）。

注）9 つのリージョンの内、2000 年に広域行政体が GLA の形で復活した大ロンドンだけは、RSS の策定主体はリージョン議会ではなく「市長」とされ、かつ 2004 年 2 月に策定された空間開発戦略 SDS : Spatial Development Strategy—いわゆる the London Plan—を、RSS とみなす措置が採られている。

RSS の策定に対し、中央政府は、先述の計画政策綱領・指針 PPS/PPG をはじめ、指針類や参考資料を数多く公表している。PPS/PPG では、PPS11 が RSS の策定プロセスを提示しており、計画的に検討すべき内容については、たとえば中心市街地計画については PPS6 に示されているといったように、PPS/PPG などの文書において公表している。この点は、広域地方計画や都市計画区域マスタープランの策定について事細かな指針を国が出していないわが国との大きな違いがある。

以下では、PPS11 で RSS の策定プロセスがどう考えているか、また PPS6「タウンセンター計画」を例として計画内容として盛り込むことについてどのようなことが期待されているかを紹介するとともに、数値的な計画評価の考え方を Sustainability Appraisal の指針をもとに紹介する。

(2) リージョン空間戦略の策定指針 PPS11 の概要（参考-1 に PPS11 の抄訳添付）

リージョン空間戦略の策定指針をまとめた計画政策綱領 PPS11「Regional Spatial Strategies」は、PCPA2004 年法の施行直後の 2004 年 9 月に出されたものである。

PPS11 の目次構成を図表 4.1 に示すが、PPS11 では、RSS に盛り込むべき計画内容についてはわずかに触れているだけで（そのあたりは他の PPS 等で示される）、以下のよう、RSS 策定に係る手続き論的な内容が中心になっている。

- ・RSS の法的位置づけ、国の施策、他のリージョン計画、基礎自治体の開発基本計画 LDF などとの関係の説明
- ・策定主体となるリージョン議会が策定プロセスにおいて協議すべき関係機関（国の

リージョン事務所 GO、リージョン開発庁 RDA、県や基礎自治体等）との関係や協議に当たっての留意事項

- ・策定作業の手順・各作業に要する期間の目安、策定プロセスにおける住民参加の方法等
- ・策定後の「モニタリング」（進行管理）の方法

【RSS が盛り込むべき空間計画の内容】

PPS11 が、盛り込むべき計画内容についてはわずかしき書いていないとはいえ、定義的なものとして、次のようなことが挙げられている。

○RSS の目標と適用範囲（Ⅱ 1. 2）

- ・RSS は、リージョン交通戦略 RTS を含み、地方自治体が策定する地方開発基本計画 LDF や地方交通計画 LTP に対し、あるいは土地利用活動に関連したリージョン・サブリージョンの戦略計画やプログラムに対し、空間的な枠組みを提供する（上位計画になる）もの。

○RSS の計画期間と戦略の対象（Ⅱ 1. 3）

- ・RSS は、そのリージョンの 15～20 年にわたる期間の、以下のような開発戦略を提供する
 - ・新規の住宅供給の規模と配置
 - ・田園地帯や生物的多様性の保護等の、環境の優先順位
 - ・交通機関、インフラ、経済発展、農業、鉱物採取、廃棄物処理

○RSS が考慮すべき他のリージョン戦略の例（Ⅱ 2. 11）

- ・法定計画である経済戦略 RES の他、大気環境戦略、生物的多様性戦略、文化戦略、環境戦略、林業戦略、保健戦略、高等教育とスキル戦略、住宅戦略など

なお、PPS11 で、個々の分野の計画指針的なものが唯一盛り込まれているのが、交通計画である（付録 B）。これは、RSS において交通戦略 RTS が重要なコンポーネントとされていることによるものだが、交通計画に係る国の指針が 2001 年策定の PPG13 のままであり、PPS への更新がまだ行われていないとの事情があるのかもしれない。

【RSS の策定プロセスと住民参加】（図表 4. 2、4. 3 参照）

PPS11 では、RSS の策定手順とそのプロセスの中での関係機関協議や住民参加の方法について示している。特に注目されるのは、リージョン議会が計画案（ドラフト）を作成して国に提出した後、公開の場（パネルと呼ばれる）で、国が指名する第三者的な専門家によってその計画案の審査 EIP: Examination in Public が行われることである。この EIP の仕組みは、イギリスでは RSS 策定に限らないやり方の方である。

図表 4.1 計画政策綱領 PPS11「リージョン空間戦略 RSS」 目次

第1章： 地域空間戦略 RSS とは何か？

- 新しいリージョン計画の主要原則
- 地域空間戦略 RSS の目標および適用範囲
- 地域空間戦略 RSS の法的根拠
- 地理的にカバーする範囲
- サブリージョンの取り扱い
- 場所的特異性
- フォーマット

第2章： 地域空間戦略 RSS の改定要件

- 地域空間戦略 RSS 改定案はいつ作成されるべきか？
- 地域空間戦略 RSS 改定案は誰が作成するのか？
- 地域空間戦略 RSS 改定案作成で考慮すべき事項
- 地域空間戦略 RSS とリージョンの持続可能な開発フレームワーク RSDF の関係
- 地域空間戦略 RSS とその他のリージョン戦略との関係
- 戦略総合化推進のための政府の措置
- 戦略の総合性改善のためのリージョンの対応
- コミュニティ参加とパートナーシップ協働
- 地域空間戦略 RSS 改定プロセスの主な手順
- 構造計画 SP のための過渡的措置がリージョン計画機関に与える影響

第3章： 実施、継続的監視と見直し

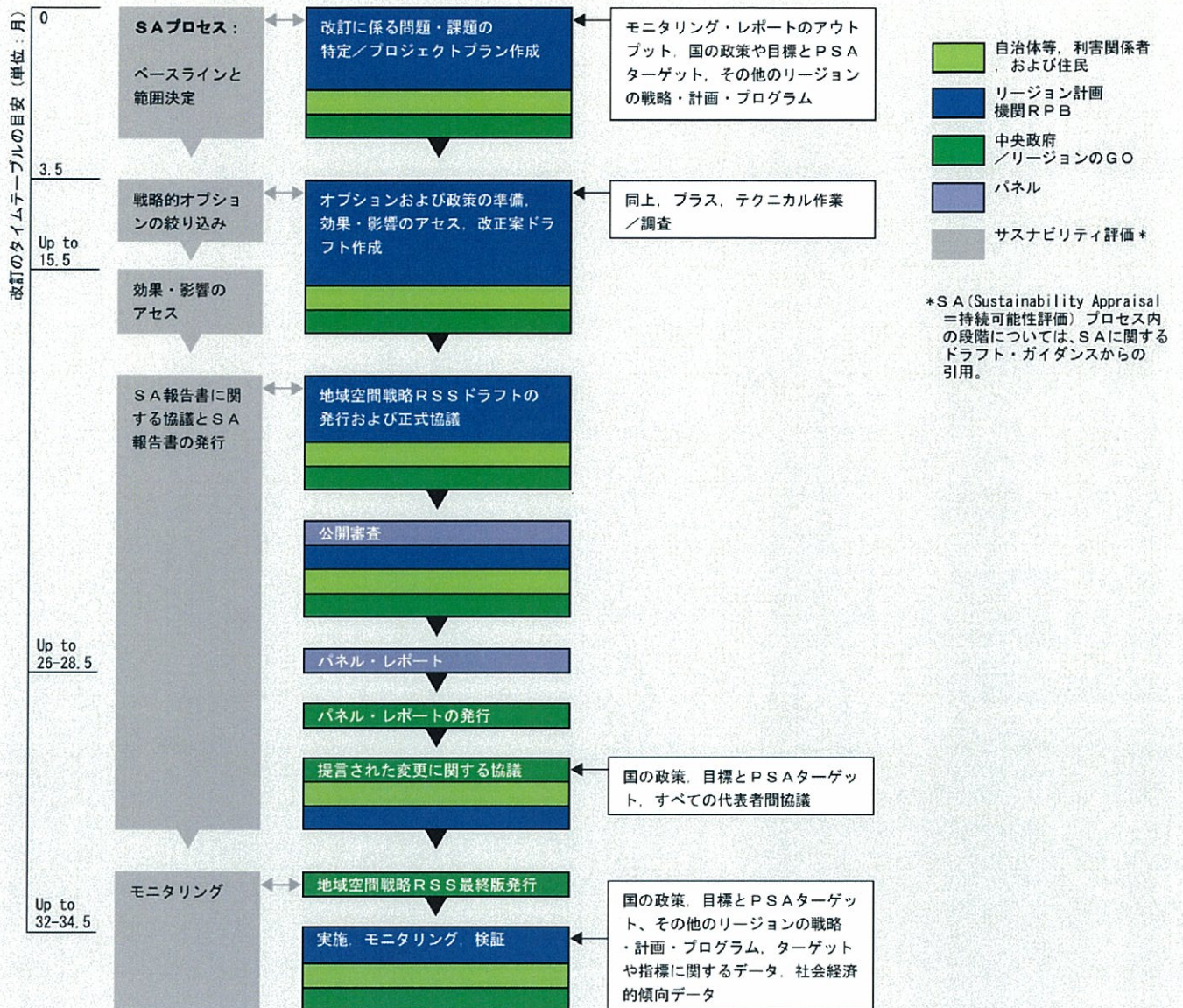
付録A： RRS に網羅されるべきテーマの政策と指針（文書の一覧表）

付録B： リージョン交通戦略

付録C： RSS の改定における公開審査の手順に係る指針

付録D： RSS プロセスにおけるパートナーシップ協働とコミュニティ参加

図表 4.2 地域空間戦略 RSS 策定プロセス (PPS11)



PSA: Public Service Agreement

図表 4.3 地域空間戦略 RSS 策定プロセス概要 (PPS11)

段階:	地域空間戦略 RSS の改正:
1. 改定の作業計画及び市民 参加方針書の策定	RPAはGOと協議の上、地域空間戦略RSS改正案作成のための作業計画 及びリージョンの市民参加方針書を作成する。それには関連あるリージョ ンの目標や想定できる問題・課題も含まれる。従来の計画の点検及び見直 しも行う。 [4ヶ月程度]

2. オプションと政策の策定	RPB は GO 及びその他の利害関係者と協力して、最初の提案を作成し、その提案の影響の評価 SA に着手し、その後オプションを開発し再吟味して地域空間戦略 RSS 改正案に落とし込む。上記の作業には市民参加を得る。 [12 ヶ月程度]
3. 国務大臣への改正案提出	RPB は国務大臣に対して、地域空間戦略 RSS 改正案、SA 報告書、提出前協議報告書、及び一切の補助文書を提出する。それに次いで、改正案は、意見陳述を促す RPB からの書簡、及び、公開審査 EiP のタイミングを発表するプレス用広報資料を添えて、協議用に公開される。パネル書記に対する書面による回答—6～12 週間の間で指定する期間内に—のコピーを GO/RPB に。 [3.5 ヶ月程度]
4. 吟味及び公開審査 EiP	回答を受理したら： — 分析：受理した回答数と複雑さの度合いによるが 4～8 週間。 — 第 1 回暫定会議：改正案にリストアップされた事項に関する協議期間の開始にあわせて：公開審査の 12 週間前 — 上記事項リストの改訂：公開審査の少なくとも 6 週間前に公表 — 第 2 回暫定会議：公開審査の少なくとも 5 週間前 — 国務大臣に任命された独立（中立の）パネルによる公開審査：3～6 週間 [5～6.5 ヶ月程度]
5. パネル報告書	パネルが国務大臣に報告（GO がこの報告書のコピーを RPB とその他の公開審査参加者に送る）。報告書は公開される。 [2～3 ヶ月程度]
6. 地域空間戦略 RSS 改正素案に対する変更案の公表	パネル報告書の後、国務大臣が地域空間戦略 RSS 改正案に対する変更案を、理由書を添付して公表する。これら変更案についての 8 週間の協議期間の後、地域空間戦略 RSS 最終版と理由書が公布される。 [6 ヶ月程度]
7. 地域空間戦略 RSS 最終版 公布	国務大臣が地域空間戦略 RSS を承認し公示する。 プロセス開始からのトータル・タイムはおおよそ 2 年半から 2 年 11 ヶ月。
その後の段階：	
地方自治体等の LDD 及び LTP との整合性	RPB と国務大臣(GO)の助けを得て、単位自治体の地方開発文書 LDD、および県の地方交通計画 LTP が地域空間戦略 RSS と一貫性あるものになっているようにする。
モニタリングと検証	RPB は GO 及びその他の利害関係者と連携して、地域空間戦略 RSS ターゲットの達成度をモニターし、是正案を特定し、必要に応じてさらなる改正のきっかけを作る。

(3) RSS 等における「計画評価」のシステム

PPS11 に示された RSS の策定プロセスにおいて、計画策定の準備段階から策定後の計画監視（モニタリング）まで一貫して、SA プロセスが重視されている。SA とは、持続可能性評価：Sustainability Appraisal の略語である。サステイナブルな社会ないしコミュニティの実現は、イギリスの（というかブレア政権の）都市・地域政策の主要目標とされており、RSS や LDF などを含む諸計画において、計画目標の設定や計画達成度の評価を、持続可能性という観点から設定された数値指標により行うことが義務付けられている。SA は、イギリスの政策目標を踏まえたものであるとともに、欧州連合 EU が共同施策として傘下各国に求めている戦略的環境影響評価 SEA の一環でもある。

RSS や LDF の策定における SA 実施の手引きは、PPS11 とは別に、「Sustainability Appraisal of Regional Spatial Strategies and Local Development Documents; Guidance for Regional Planning Bodies and Local Planning Authorities」（2005 年 11 月に ODPM から発行）が出されている。

この手引書では、PPS11 や PPS12（LDF に係るもの）では詳しく触れていない、計画書の作成ステップ毎に行うべき指標の選定、評価、及び公開の方法等を記述するとともに、数値的に示すべき計画目標の例、その計画指標の選定例やデータが得られる情報源のリストなどを詳細に示している。ただし、数値指標で示すべき計画の目標や選定する計画指標はあくまで例示としており、目標指標の選択・設定は、それぞれのリージョンや基礎自治体がその地域の実情に即して判断すべきとしている。この手引書に掲載されている「指標化すべき計画目標の例」の表を、図表 4.4 に示す。

図表 4.2 に示したように、SA は、計画の策定にとりかかるとすぐに、計画目標の明確化のために指標の設定等の作業に入らなくてはならない。当然ながら計画文書は、策定プロセスの途中でも公開されていくので、その地域の計画において SA をどのように行うのか、そこでどのような評価指標を用いていくのか、さらに計画策定後に義務付けされているモニタリング（数値指標的に計画目標の達成度を毎年公表することを含む）をどのようにしていくかなどを、計画のドラフトペーパーを公表する時点では同時に公表することが必要になる。後の 4.3 では RSS の最新の例として、南東イングランドのドラフトプランを紹介するが、そこでドラフトプランと同時に公表された、モニタリングの方法書（指標設定など）も紹介する。

わが国でも、マスタープランや事業計画の策定にあたって数値的な目標を示す例が増加しているが、指標の選定が恣意的、あるいはデータのあるものに限定的であるとか、まだ試行的な色彩が強く、また事後のモニタリングもあまりされていない。イギリスのようなシステムがわが国になじむかどうかはあるが、今後の広域地方計画の策定や都市計画マスタープランの改定にあたって、参考とすべきものである。

図表 4.4 RSS 及び LDF における政策目標の項目設定の例（SA の手引書より）

Appendix 6 – Collecting and presenting baseline information and trends

Deciding what information to collect

In theory, collection of baseline information could go on indefinitely and a practical approach is essential. Where there are gaps, it will be important to record any resulting uncertainties or risks in the appraisal. Provisions should also be made to fill any major gaps for future plans or reviews.

Figure 17 provides examples of the nature of questions to ask when deciding on the baseline information to collect.

Figure 17 – Questions to help decide what baseline information to collect	
Regional Spatial Strategies (including sub-regional strategies)	Local Development Frameworks (additional information to that required for RSSs)
Social questions	
What is the population of the region, and how has this changed over time?	What is the population of the plan area, and how has this changed over time?
What is the broad distribution of population between main urban centres, smaller towns, and rural areas?	What is the precise distribution of population between main urban centres, smaller towns, and rural areas?
Are there locations that are suffering from concentrations of social deprivation at the regional scale?	Which wards are experiencing the worst levels of social deprivation?
What is the employment/unemployment rate for the region as a whole, and in different parts of the region?	Are there concentrations of high unemployment, and does this affect particular sectors in communities (e.g. ethnic minorities)?
What is the pattern of average earnings across the region?	Which sectors of communities experience low earnings, and high dependence on benefits, and where is this most pronounced?
What is life expectancy across the region, and are there any parts of the region where life expectancy is particularly poor?	What are the main reasons for ill-health and mortality in those areas expecting high death rates or lower life expectancy?
What are the patterns of education (skills, qualifications) across the region, and which areas perform particularly poorly?	Which sectors of communities are most associated with poorer skills and qualification achievements, and where is this most pronounced?

Figure 17 – Questions to help decide what baseline information to collect (cont)

Regional Spatial Strategies (including sub-regional strategies)	Local Development Frameworks (additional information to that required for RSSs)
Which areas are suffering most from lack of housing in general, and lack of affordable housing in particular?	Which sectors of communities are least able to afford a home, and where is this most pronounced? Which locations have houses that are judged unfit to live in? Where is homelessness concentrated?
Which settlements are associated with above average rates of crime?	Which sectors of communities are most associated with higher crime rates, and where is this most pronounced?
Which settlements offer poor quality living surroundings?	Which neighbourhoods are particularly associated with poor quality and neglected surroundings?
What is the distribution of community services and facilities – which settlements or broad locations are poorly served?	Which neighbourhoods or communities do not have easy local access to services and facilities (e.g. shopping, community, education, health, sport, leisure, open space, etc.) without having to use car?
Environmental questions	
Which habitats are nationally/ internationally important, where are they, and what condition are they in?	Which features are locally important habitats for wildlife? Are there any locally designated wildlife sites?
What are the regional priorities for biodiversity included in Biodiversity Action Plans?	What are the local priorities for biodiversity included in Biodiversity Actions Plans?
Which parts of the region are rich in cultural heritage, and are they at risk of damage or neglect?	Where are features of cultural heritage importance (e.g. listed buildings, scheduled ancient monuments, conservation areas, historic parks and gardens, views and vistas, etc.), and what state are they in?
Which areas have been designated because of their landscape quality (National Parks, AONBs)?	Has the landscape and townscape character of the plan area been defined, and which are those locations that should be conserved, restored or enhanced?
What is the pattern in the efficiency of use of land (e.g. densities per hectare)?	What is the pattern of development density across the plan area – are there any locations where density could be increased?
Where are there concentrations of derelict, degraded or underused land and properties?	Where are the derelict, degraded or underused land and sites? Which sites are suffering from contamination?

Figure 17 – Questions to help decide what baseline information to collect (*cont*)

Regional Spatial Strategies (including sub-regional strategies)	Local Development Frameworks (additional information to that required for RSSs)
Which areas are at risk all types of flooding?	Where and how many properties are at risk of flooding?
Which areas are suffering from poor air quality?	Are any areas subject to Air Quality Management Plans?
What is the quality of water in rivers and other water bodies – are there significant areas where improvements are required?	Which locations are contributing to poor water quality and why?
Are there parts of the region that are experiencing, or likely to experience, shortages in water supply taking into account effects on the environment (e.g. water-dependent habitats)?	Are there particular activities (e.g. industry, agriculture) that are high consumers of water in areas of shortage?
Which areas are at risk of subsidence, taking into account climate change?	Which locations have suffered significantly from subsidence in the past?
Where is the best and most versatile agricultural land?	Are there locations where agricultural land is degraded?
Are there any parts of the region that have been defined as tranquil areas, and how have these changed over time?	Are there any parts of the plan area that suffer from excessive noise levels?
How much waste does the region generate, and what is the record of recycling?	Which locations have been identified for recycling and waste disposal (e.g. landfill), and what constraints do they experience?
Where are the main unexploited mineral reserves in the region and what are the record in the use of recycled and secondary aggregates?	Are there any significant local environmental issues arising from mineral activities?
Economic questions	
What is the total output of the economy, and how has this changed over time relative to other regions?	How is the economy of the plan area performing in terms of total output (GVA)?
What is the performance and pattern of productivity (GVA per capita) in the region?	Are there any discernible differences and patterns in productivity across the plan area?
Which parts of the region are under-performing economically?	Which parts of the plan area are struggling most economically?

Figure 17 – Questions to help decide what baseline information to collect (*cont*)

Regional Spatial Strategies (including sub-regional strategies)	Local Development Frameworks (additional information to that required for RSSs)
Which parts of the region are in danger of over-heating economically?	Are there parts of the plan area where the economy is in danger of over-heating?
How have disparities between economic performance in different parts of the region changed over time?	Have different parts of the plan area been experiencing converging or diverging economic performance over time?
Are there parts of the region that have concentrations of specific industrial sectors (e.g. clusters)?	Which economic sectors are strong and which are weaker in the plan area?
Which economic sectors have been experiencing above average growth, which below average growth, and which decline, and how have these varied across the region?	What reasons do local businesses give for success or lack of success in different sectors and locations in the plan area?
What is the set-up and survival rate of businesses in the region, and which sectors/areas perform best or worst?	Which parts of the plan area experience poor business survival rates?
What is the rate and pattern of indigenous investment in the region?	What is the rate and pattern of indigenous investment in the plan area?
What is the rate and pattern of inward investment in the region?	What is the rate and pattern of inward investment in the plan area?
What is the pattern of industrial and office rental costs?	What is the local pattern of industrial and office rental costs?
What is the pattern and rate of R&D (research and development)?	What is the local pattern and rate of R&D (research and development)?
In what sectors and parts of the region are there skills shortages?	In what sectors and communities in the plan area are there skills shortages?
What are the strengths and weaknesses of infrastructure in the region, in terms of supporting the economy?	What are the strengths and weaknesses of infrastructure in the plan area, in terms of supporting the economy?

(4) 中心市街地計画の策定指針 PPS6 の概要（参考-2 に PPS6 の抄訳を添付）

リージョン空間戦略 RSS や基礎自治体が策定する地方開発基本計画 LDF に盛り込むべき施策分野別の計画指針は、PPS11 や PPS12 以外の PPS/PPG など分野別にまとめられ公表されている。これらの計画指針類の中で、わが国でも最近脚光を浴びている中心市街地計画に係る指針 PPS6 「Planning for Town Centre」について、ここで紹介する。

PPS6 は、PCPA2000 年法の施行後に出された計画政策綱領 PPS シリーズのひとつであり、更新されないままの PPG に比べ、RSS や LDF とのリンケージが強く、次のような内容が提示されている（図表 4.5 に目次、巻末に抄訳を示す）。

- ・ 中心市街地計画に係る国の目標
- ・ その目標に沿った施策展開にあたって、リージョンレベルの計画 RSS や自治体毎の計画 LDF に、中心市街地計画について盛り込むべき内容
- ・ 特に計画の現場を受け持つ基礎自治体に対しての、商業施設等の立地審査の指針 PPS6 に示されている「中心市街地計画」の考え方や計画システムの概要は以下の通りである。

- ・ 第1章「政府目標」に「既存の中心市街地の活性化」を基本目標とすることが明記されており、また商業等の郊外での新規立地は厳しく評価すべきことが以下の本文でも繰り返し記述されていることにみられるように、拡散型都市構造形成を避けること（サステナビリティ重視）が基本スタンスとなっている。
- ・ そのスタンスのもとで、リージョンや基礎自治体の空間マスタープランの中に中心市街地計画を盛り込むべきこと、また開発指導を行うべきことを、さらにその計画内容や指導指針を、国として示している。
- ・ リージョンや自治体レベルの空間計画（RSS/LDD）に中心市街地計画を盛り込む際に重視されているのが、中心市街地の「ヒエラルキーとネットワーク」である。
- ・ PPS6 の付録 A では、中心市街地の階層性を、シティセンター、タウンセンター、ディストリクトセンター、ローカルセンターの4つに区分しており、リージョン計画では概ねタウンセンターまでの配置を計画的に位置づけることとしている。
- ・ また商業施設のロケーションについて、中心市街地：Town centre、中心地縁辺部：Edge-of-centre、中心地外：Out-of-centre、町の外：Out-of-town と区分し、大規模商業施設のアウトオブセンターもしくはアウトオブタウンでの立地については、RSS ないし LDF において1件審査的にその立地を評価し、これらの計画に位置づけられない限り立地は認められないとしている。また、アウトオブセンターの開発の必要性がある場合は、荒廃地域（工場の流出等により雇用の衰退等荒廃が進んでいる地区）への立地を優先すべきとしている。
- ・ 新規の商業開発の評価については、需要予測や社会的な影響を含め、空間計画へ

の盛り込み段階でも個別計画の審査にあたっても、多面的な評価が求められている。特に、空間計画策定段階での評価は、行政側の役割とされている。

PCPA2004 年法に基づくリージョン計画 RSS で、内容的に従来の RPG と異なっている点の一つがこの中心市街地計画である。次の 4.3 に示す南東イングランドの RSS ドラフトプランにみられるように、従来の RPG には明示的には入っていなかった中心市街地計画や郊外部の大規模商業施設立地の可否が、今回の RSS では明確に盛り込まれている。このことは、わが国における今般のまちづくり三法見直しの精神と同様に、大規模商業施設の郊外立地抑制—既存の中心市街地重視が、イギリスにおいても計画制度的に明確な方針となってきたことを示すものである。

わが国の計画システムとの違いとしては、次のようなものが挙げられる。

- ・今回のまちづくり三法の見直しにおいて、わが国でも集約型都市構造の形成の観点から、中心市街地重視、郊外への大規模商業施設の立地抑制の方向が強まったが、具体的な施策は「ウェルマネージ」という形で地方にゆだねられている。その点、イギリスはその方向での「地方がやるべきこと」を国が明示している。
- ・イギリス政府が地方に求めていることのひとつが、リージョンや基礎自治体の空間マスタープランに、中心市街地の配置と大規模店舗の郊外部立地に対する計画を盛り込むことである。今般の兵庫県の「広域商業ゾーン」、「地域商業ゾーン」を都市計画区域マス・市町村マスに位置づける考え方と類似したものともみさせるが、わが国でも今後都市計画マスタープランにおいてこうした取扱いをどうするかが検討課題になっていくと推測される。
- ・わが国の場合、大規模商業施設の立地は、大店立地法や都市計画法・建築基準法に基づく 1 件審査、出店者側の説明責任の世界である。これに対し、イギリスのシステムは、中心市街地の配置計画において各センターの商圈設定を行うなど、計画的に行政側の主導性が強い特徴がある

わが国と、都市計画の制度も違い、また中心市街地の荒廃状況の深刻さも違うことなどから、以上で紹介したイギリスの計画の仕組みがそのままわが国に適用できるものとは思えない。特に、中心市街地の荒廃は極めて社会問題としての深刻度が強く、そこに行政としての主導性が求められている事情があると推察される。このことは、中心市街地計画を、それ単体で取り扱うのではなく、RSS や LDF という総合的な都市マスタープランの中で、重要ではあるが多くのテーマの中のひとつのテーマとして取り扱われていることから理解される点である。とはいえ、国と地方との関係・役割分担、計画策定に係る行政の積極姿勢、住民参加プロセスの明示、モニタリングとレビューの義務付けなど、わが国でも参考にすべき部分があると思われる。

図表 4.5 計画政策綱領 PPS6「中心市街地計画」 目次

第1章： 政府目標

第2章： 中心市街地のための積極的な計画：計画主導のアプローチ

注）第2章は、主に RSS・LDF の策定指針的な内容を記述

中心市街地の成長促進と変化への対処

中心市街地のネットワークと階層性（ヒエラルキー）

前向きかつ計画主導のシステム

リージョンレベルの計画の役割

自治体レベルの計画の役割

質の高いデザインのプロモートと有効な土地利用の実現

用地の選択と確保

新しい中心市街地の指定

日常的なショッピング及びその他の諸サービスの提供

第3章： 開発規制

注）第3章は、主に自治体レベルでの開発指導の方針を記述

提案された開発計画の事前評価

開発の必要性の評価

開発の適切な規模の確保

用地選択一順次的アプローチの採用

立地影響の評価

施設のアクセシビリティの確保

自治体レベルで生じる影響などの検討

既存の開発の拡張の取扱い

小売店舗が他の施設に付随して計画される場合の取扱い

計画の際に決めた条件の監視

第4章： 継続的監視と見直し

活力と成長可能性を測定する：健康診断 注）収集すべきデータ項目

付録 A： 類型表

表1 中心市街地の種類と主な特徴

表2 ロケーションの種類

表3 開発の種類の説明

付録 B： 参考文献

注）細目次は主なもののみ抽出し、中身対応でかなり意識している

4.3 RSSの事例—南東イングランドのドラフトプラン

(1) 南東イングランド、そのリージョン議会 RA の概要

【南東イングランドの概要】

南東イングランド：South East England は、大ロンドンの南・西に接し、面積 19,000 平方キロ、人口 500 万人のリージョンである。南部はポーツマスなどのハンプシャーエリアに港湾地帯が形成されており（エリアの人口は 160 万人）、ドーバートネルのイギリス側の入口が東部にある。また、北部にはオックスフォード、ミルトンキーンズなどの学園都市、大規模ニュータウンが分布している。面積規模は違うが、兵庫県（面積 8,400 平方キロ、人口 560 万人）と類似した特性を持つ地域である。

【南東イングランドのリージョン議会の概要】

リージョン空間戦略 RSS は、リージョン議会が計画案を策定することと法的に位置づけられている。南東イングランドでも、RA が現在その策定作業に当たっている。

南東イングランド RA のメンバーは、合計 112 人のメンバーで構成されており、うち 74 人は傘下の県や基礎自治体のメンバー（議員）、残り 37 人は関係機関や NPO のメンバーとなっている。06 年 10 月時点の議長は、オックスフォード県から選出された Keith Mitchell 氏である。経歴をみると、出版と職業教育で成功したビジネスマンで、1989 年以降オックスフォード県の議員 Councillor を務めているとある。また、議会のもとには 30 人余りのスタッフがいる。スタッフは、地方自治体の職員やコンサルタント会社、ボランティア・NPO 団体から転じた人が多い。

体制的には、議会のもとに 25 人のメンバーによる運営委員会 Executive Committee がおかれ、その下に 5 つの専門委員会（対 EU、リージョンプラン、交通、住宅、対 RDA）、さらに 16 のテーマ別作業グループが置かれている。専門委員会や作業グループのメンバーは、リージョン議会のメンバーやスタッフの他に、GO や RDA などの国の機関のメンバー、地方自治体のメンバー、その他の専門家も多数参加している。

リージョン議会の予算は、2005 年度決算で 411 万€（日本円で 6 億円程度）である。図表 4.6 にその内訳を示す。収入のうち 327 万€（80%）が国の助成金 ODPM Funding、68 万€（16%）が自治体からの寄付金：Subscription income である。支出は、最も多いのが給料 payroll の 170 万€である（注）。次に多いのが Regional intelligence で、内容は不明だがリージョンの情報収集のための調査費かと推測される。

注）誰への給料かは明記されていないのでよくわからないが、議長・副議長・専門委員らへの手当て Members allowance が別途計上されているので、議会メンバーへの給料ではなく（一般の地方自治体の議員報酬も allowance と呼ばれている）、専属のスタッフやパートタイムのアナリストへの給料かと推測される。手当ても安いものなので、リージョン議員はまさに「ボランティア」ということである。

図表 4. 6 南東イングランド議会の年間予算（2005 年度決算ベース）

Annex 2

SEERA Ltd			
Financial results for the year to 31 March 2006			
	Actual year to 31/03/2006 £	Budget year to 31/03/2006 £	Variance £
Income			
Subscription income	682,165	700,234	-18,069
ODPM funding	3,274,000	3,280,000	-6,000
Income re regional intelligence projects	51,590	10,000	41,590
SEERAWP	12,054	10,400	1,654
Bank interest	54,657	15,000	39,657
Publications	1,563	1,000	563
Other income	96	0	96
Interreg projects	36,849	0	36,849
Total	4,112,974	4,016,634	96,340
Expenditure			
Payroll	1,695,376	1,760,839	-65,463
One-off pension fund payment	112,000	0	112,000
Recruitment	74,570	20,000	54,570
Training	25,019	33,000	-7,981
Members allowances	68,711	73,178	-4,467
Regional intelligence	584,282	435,000	149,282
Regional Housing Board	24,196	95,417	-71,221
Communications	342,955	435,800	-92,845
Publications	303,641	345,000	-41,359
Europe	50,000	51,500	-1,500
Scrutiny consultancy	48,432	52,000	-3,568
Furniture and equipment under £1,000	35,125	2,500	32,625
Depreciation on equipment	39,133	40,000	-867
Loss on disposal of assets	2,239	0	2,239
Travel	36,102	45,000	-8,898
Postage	22,990	45,000	-22,010
Meetings	99,576	114,100	-14,524
Printing and stationery	38,430	30,000	8,430
Telephone	25,977	29,000	-3,023
Professional costs	56,490	63,900	-7,410
Databases	3,352	4,000	-648
Other costs	26,608	29,400	-2,792
Accommodation	208,853	209,000	-147
RAISE project	103,000	103,000	0
Total	4,027,055	4,016,634	10,421
Net Surplus/(Deficit) for the year	85,919	0	85,919
Opening reserves as at 1 April 2005	810,646	47,936	762,710
Closing reserves as at 31 March 2006	896,565	47,936	848,629

(2) ドラフトプランの構成と計画のコンセプト図

南東イングランドのリージョン議会は、2006 年 3 月に、国との協議に向けたリージョン計画のドラフトプラン（ネーミングは A Clear Vision。目標年次は 2026 年）をとりまとめた。図表 4.3 に示したプロセスでいうと、ステップ 3 に対応した段階に達したということであり、07 年初頭にかけてステップ 4 の公開審査 EIP に掛かる予定となっている。以下では、このドラフトプランの概要を紹介する。

公表されているドラフトプランは、

「公表文書の要約書 Executive Summary」 注：参考-3 に添付（英文）

「計画書本文 Core Document」

「モニタリング方法書 Monitoring Framework」

「実施計画書 Implementation Plan」

「持続可能性評価書 Sustainability Appraisal Non-Technical Summary」

「提出前の協議報告書 Pre-submission Consultation Statement」

からなっている。ドラフトなので、最終的な構成・中身は変化すると思われるが、計画書本文の構成を図表 4.7、そこに所載の計画のコンセプト図を図表 4.8 に示す。これと、現行の南東イングランドのリージョン計画 RPG9（南東イングランド GO が 2001 年 3 月に策定。リージョン別にナンバリング、南東イングランドは 9 番）と対比させつつコメントすると、以下のとおりである。

- ・ドラフトということで、計画書本文中には、インフラ等の整備計画やモニタリング計画は盛り込まれず、別冊とされている。
- ・その関係なのかあるいはコンセプトの特化する図としているためかは不明だが、計画図は、RPG9 の計画図がプロジェクト図的なものであるのに対し、**核都市（タウンセンター）と地域間連携軸**を中心に表示されており、都市圏としての地域構造が RPG9 に比べてわかりやすい図となっている。
- ・目次構成でもわかるように、サブリージョンの記述のウェイトが、RSS ドラフトの方が RPG よりも重くなっている。これは、県レベルのストラクチャープランが廃止されたことと関係があると推定される。なお、サブリージョンは、南東イングランドを全てカバーしているわけではなく、都市地域をカバーする形で設定されている。その意味でも、サブリージョンはわが国の広域都市計画区域に類似したものと理解できよう。
- ・RSS ドラフトと RPG9 との大きな違いのひとつが、中心市街地 Town Centre の取扱いである。RPG9 では章立てにタウンセンターは挙げられておらず、5 章の Quality of Life の中の一項目として取り上げられているだけだが、RSS ドラフトではひとつの章が立てられている。また計画図でも、RPG9 では明確でない**中心市街地配置**

が、RSS ドラフトでは Primary Centre、Secondary Centre といった階層性のもとで明示されている。これは、今般の兵庫県の広域商業ゾーン、地域商業ゾーン指定に一脈通じるものと思われる。

(3)「中心市街地計画」部分の概要

上記のように、南東イングランドの RSS を見ると、中心市街地計画に関する内容が明らかに強化されており、計画図でのセンターの階層性表示のように、PPS6 に示された国の指針を踏まえてまとめられていることがわかる。そして、中心市街地計画については、次のようなコメントが示されており、大規模な商業施設の郊外立地は、リージョンプランの段階で明確に否定されている。

【Town Centre】(要約書に書かれている文章(参考-3のP80)を全訳したもの)

①ミックスユースの開発によって、来易く、魅力的で活々としたタウンセンターを提供することが焦点となる

②開発が奨励される街や都市の新しいネットワークを、プランにおいて位置づけている

③より大スケールの、リージョンレベルのアウトオブセンターは奨励せず、街の外への新規の商業施設立地は、例外的な事情が無い限り認められない

なお、図表 4.9 には、計画書本文中に掲載されている南東イングランドの商圈分析結果の図を示す。計画策定にあたってこうした分析が行われているのである。

(4) 持続可能性評価とモニタリングの方針

公表されたドラフトプランには、ドラフトプラン作成過程で実施したサステナビリティ評価の資料と、プラン策定後に実施予定のモニタリングの方法書が添付されている。

南東イングランドの RSS における SA 手順は図表 4.10 に示すように考えられており(この手順自体は国の手引に準じたもの)、図表 4.4 に示した国の指針による評価視点の例示は、南東イングランドでは図表 4.11 に示す 25 の目標として整理されている(この他 56 の副次的目標がセットされている)。こうした設定目標のもとで複数の計画代替案を数値的に評価し、望ましい案に絞り込むといった検討を、SA レポートでは行っている。

またモニタリング方法書: Monitoring Framework は、計画策定後に実施するモニタリングにおいて、どのような指標を継続的に収集整理し公表していくかをとりまとめたものである。構成的には、図表 4.7 に示した目次項目(施策)別に、施策目標とそれを評価する指標を挙げるという形でまとめられている。指標一覧の内、D3 住宅、D4 交通、D9 中心市街地の表だけを抜き出し、図表 4.12 に示す。

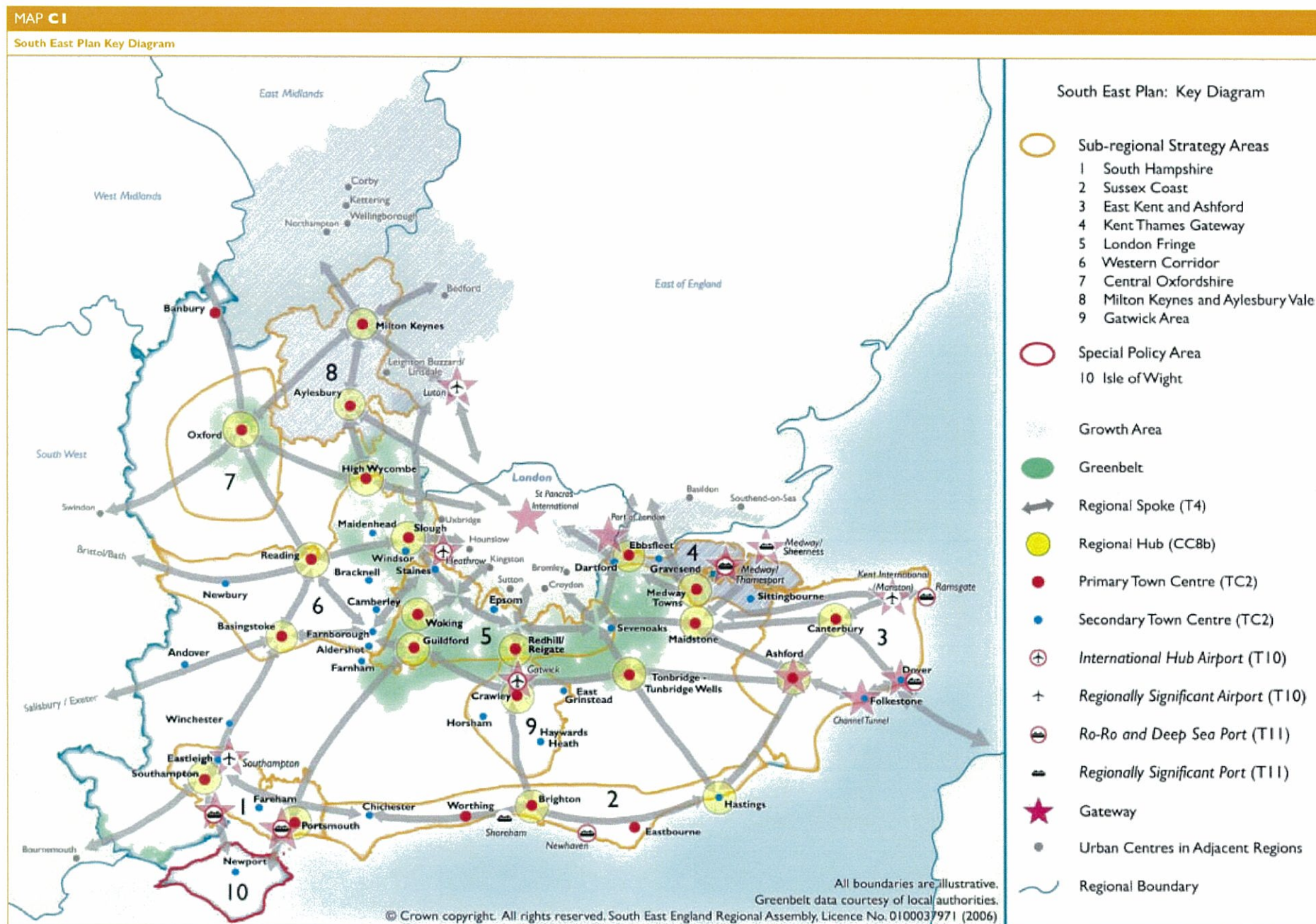
図表 4.7 南東イングランド RSS ドラフトの計画書本文 Core Document 目次

セクションA	現状・課題 Challenges
セクションB	背景 Context
セクションC	戦略の選択肢と持続可能性 Strategy Options and Sustainability
セクションD	リージョンの政策の枠組み The Regional Policy Framework
D 1	横断的な (Cross-cutting) 政策
D 2	経済
D 3	住宅
D 4	コミュニケーションと交通
D 5	持続可能な自然資源のマネジメント
D 6	廃棄物と鉱物
D 7	田園地域と景観のマネジメント
D 8	建築と歴史環境のマネジメント
D 9	中心市街地 Town Centres
D 10	観光と関連するスポーツ・レクリエーション
D 11	社会、文化及び健康にかかる事項
セクションE	サブリージョンの政策の枠組み
	(E 1 ~ E 10 で、10 のサブリージョン毎に記述)

＜参考 従前の RPG9 の目次構成＞

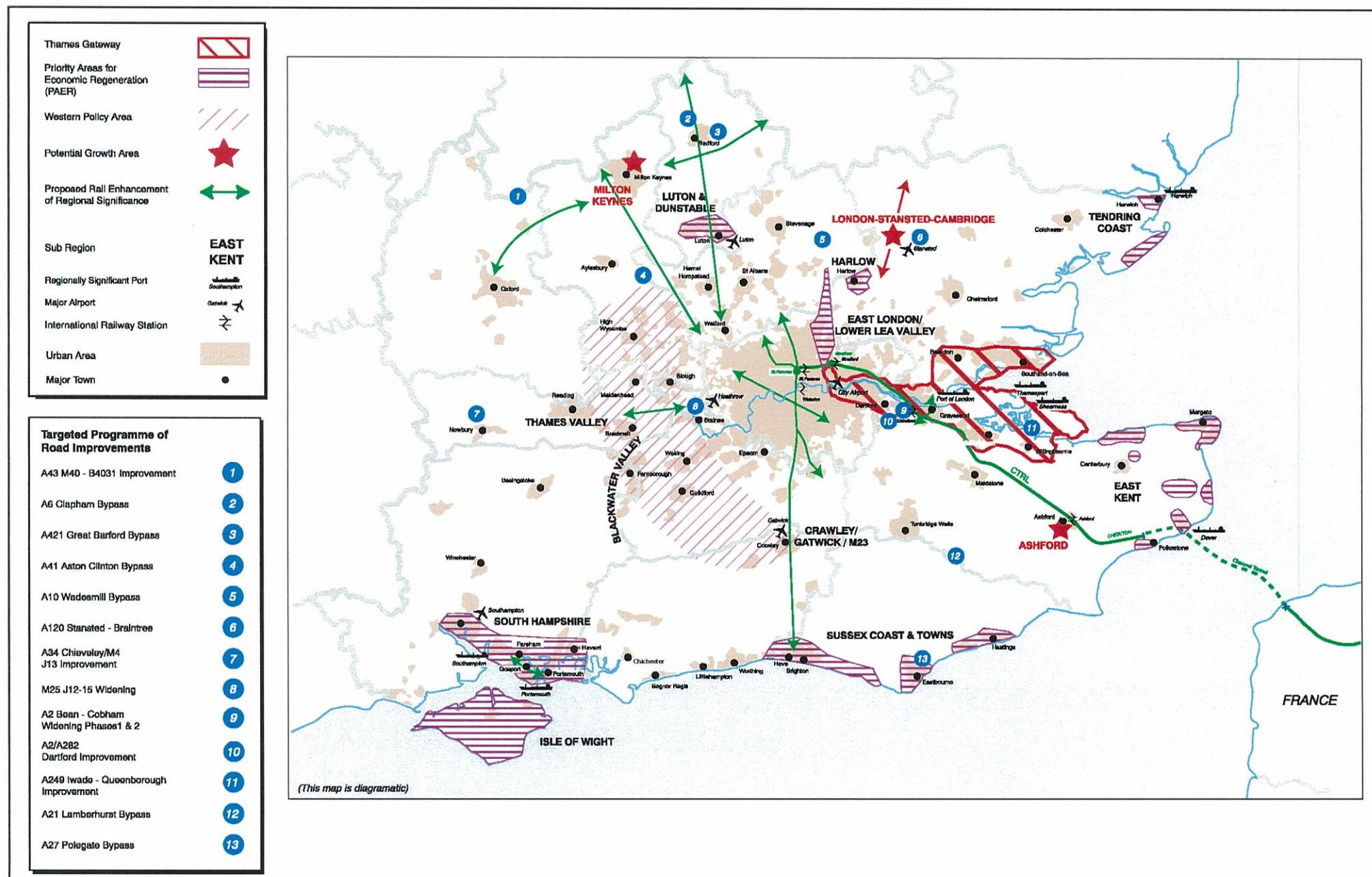
- 1 イントロ
- 2 背景 Context
- 3 ビジョンとキーとなる開発方針
- 4 リージョンのための中心戦略
- 5 街と田園におけるクオリティオブライフ
- 6 環境戦略と田園地域
- 7 リージョンの経済
- 8 住宅
- 9 リージョンの交通戦略
- 10 供給処理インフラ水、廃棄物、エネルギー
- 11 鉱物
- 12 サブリージョン
- 13 実施、モニタリング及び見直し

図表 4.8 南東イングランドRSSドラフトの計画コンセプト図



図表 4.8 の参考 従前の R P G9 の計画コンセプト図

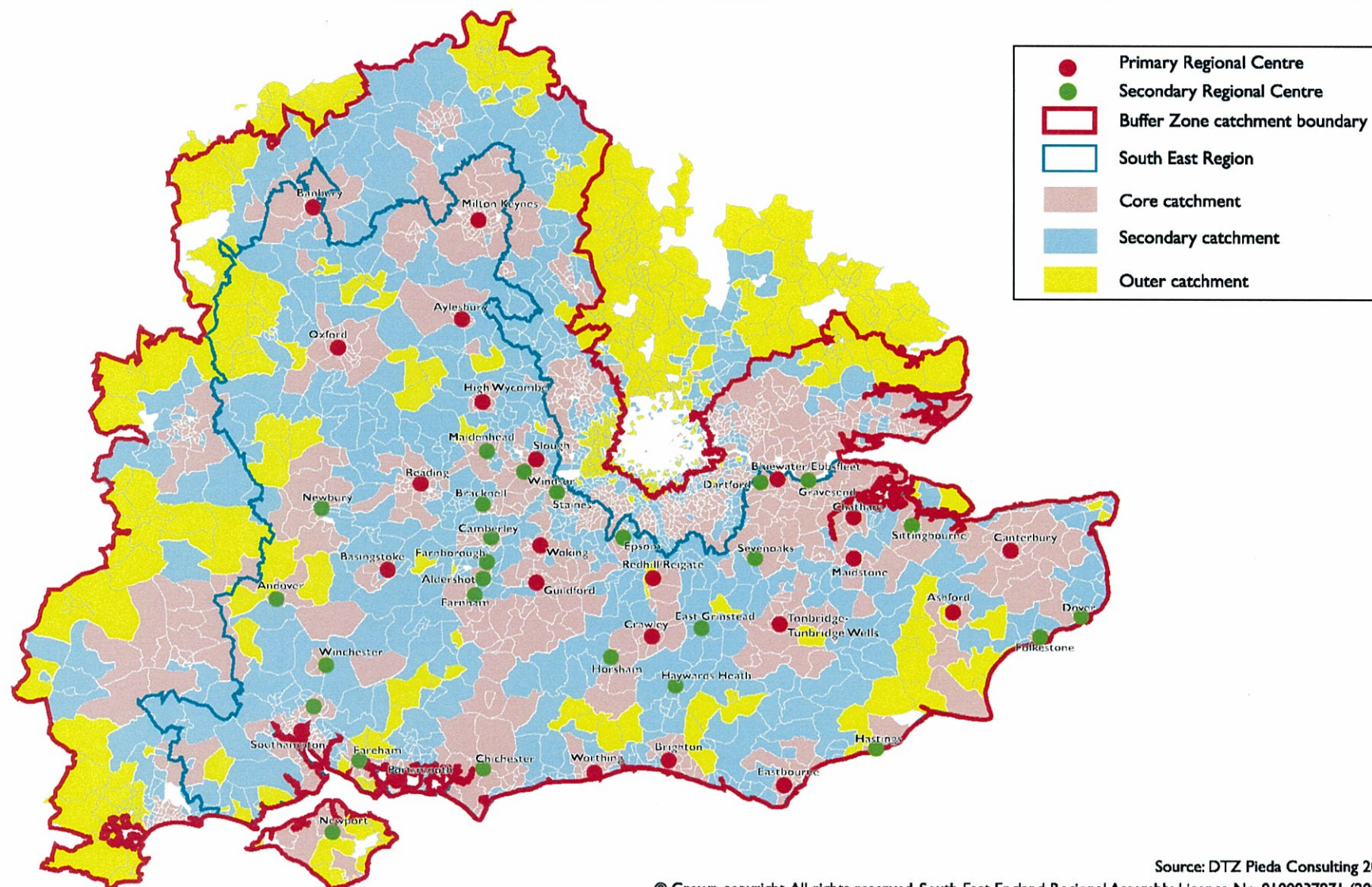
Map 2 - Core Strategy



図表 4.9 南東イングランドの商圈分析図（RSSドラフトのD9節に掲載）

MAP TC2

Retail Catchments

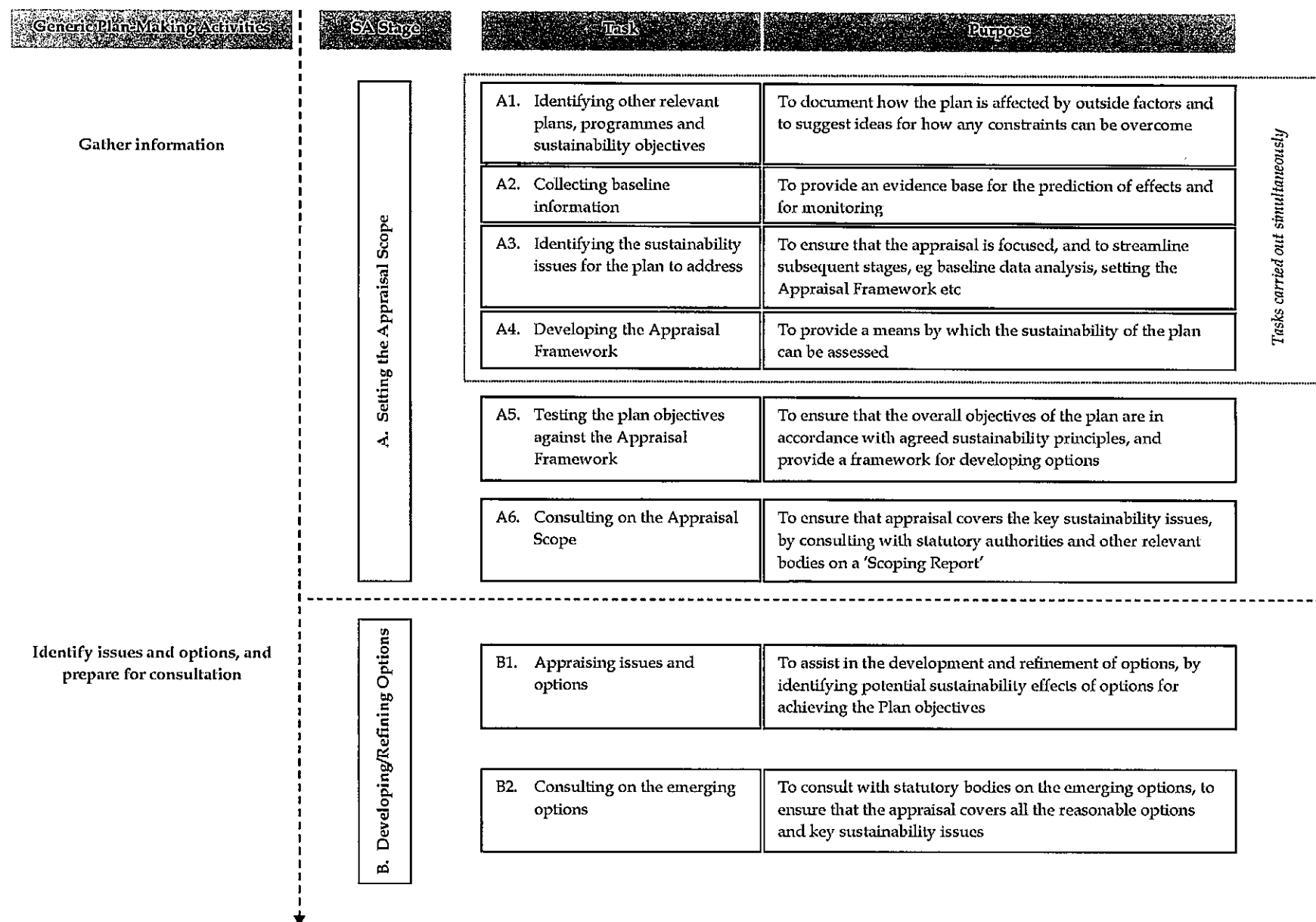


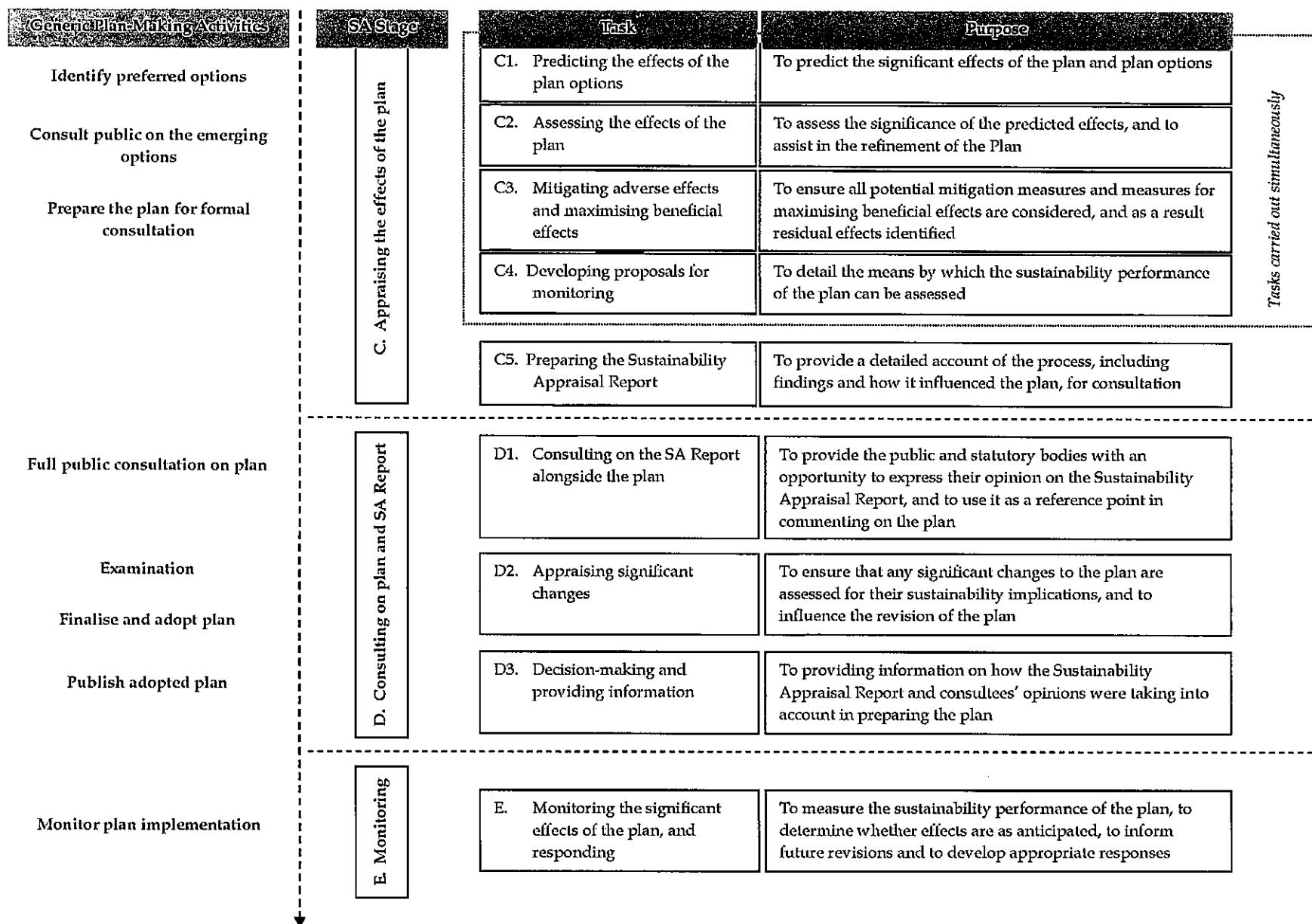
Source: DTZ Pleda Consulting 2004

© Crown copyright. All rights reserved. South East England Regional Assembly, Licence No. 0100037971 (2006).

図表 4.10 サステナビリティ評価 S A の手順（南東イングランド）

Figure 1.1 The Sustainability Appraisal





図表 4.11 南東イングランド RSS における持続可能性の主要目標

- 1 誰もがちゃんとした、持続可能で余裕のある家庭に住めるようにする
- 2 公共の福祉や経済、環境への洪水のリスク、あるいはそれがもたらす損害を減らす
- 3 健康や人の福利を改善し健康面での不公平性を減らす
- 4 貧困や社会的排除を減らし、地域内の最も荒廃した地区とその他の地区の較差を狭める
- 5 リージョンを通じて教育水準を高め、誰もが仕事を見つけまた働き続けられるようなスキルを身につける機会をつくる
- 6 犯罪や犯罪への恐れを減らす
- 7 活き活きとしたコミュニティを創造し、維持する
- 8 全てのサービスや施設へのアクセシビリティを改善する
- 9 南東リージョンの全てのコミュニティを通じて、文化的な活動を促進する
- 10 既開発の土地や建物（既存建物の資材を含む）の再利用を通じて土地利用の効率性を高め、都市再生を促進する
- 11 大気汚染を減らし、継続的に大気の質を改善していく
- 12 温室効果を持つガスを減らすことを通じて気候変化の原因に対処し、またそのインパクトへの南東リージョンの備えを進める
- 13 南東リージョンの生物的多様性を保全し、また高める
- 14 リージョンの田園地域や歴史的環境へのアクセスを改善し、楽しみを高める
- 15 交通手段選択の改善や自家用車・貨物車交通の需要削減により、道路混雑や大気汚染のレベルを下げる
- 16 持続可能な生産やローカルな資源の活用により、地球レベルの資源消費の社会的・環境的なインパクトを減らす
- 17 廃棄物の発生を減らし、持続可能な廃棄物マネジメントを達成する
- 18 リージョンの川や海岸の水質を維持・改善し、持続可能な水資源のマネジメントを達成する
- 19 エネルギー効率性や、リージョンの資源からの再生エネルギーの比率を高めていく
- 20 リージョンの経済成長からの便益を誰もが享受できるような、高く安定した雇用レベルを確保する
- 21 リージョン全体で、経済成長維持と競争力強化を進めていく
- 22 重点的な再生地域において経済的な再生を刺激していく
- 23 高い価値と低いインパクトの活動を持つ技術革新を進めて、ダイナミックで知識に基盤を置いた経済を伸ばす
- 24 浮力があり持続可能な観光セクターの発展を進める
- 25 リージョンの長期に渡る競争力を支えるスキルを持った労働力を維持・発展させる

出典：南東リージョン RA「SA ノンテクニカルレポート要約」の表 2.1 の翻訳

図表 4.12 モニタリングレポートに示された指標例（南東イングランド・ドラフト）

D1 横断的な政策（省略） D2 経済（省略）

D3 住宅

政策	目標	指標	指標の種類	データ源
地区の住宅需要	年間の完成戸数	その年に供給された住宅戸数	Output	地方自治体
		以下のような住宅の動向：①最近 5 年間とかでの住宅の供給戸数、②その年に供給された住宅戸数、③計画期間中（概ね 10 年）の計画住宅戸数、④年間の住宅需要、⑤需要に対する充足率	Output/ Contextual /Outcome	地方自治体
住宅の供給水準		地方自治体による住宅供給アクションプランに示された水準	Process	地方自治体
住宅の配置	2006～26 年の間に供給される住宅の 60%以上は既成市街地内に配置	既成市街地での新築・改装住宅の割合	Output	地方自治体
低廉な住宅	新築の 25%は賃貸住宅、10%は他の形での低廉な住宅	低廉な住宅の完成戸数	Output/ Sig. Effect	地方自治体
住宅密度とデザイン	プラン期間中を通じて、1 ha あたり 40 戸	自治体毎に、以下の各エリア内の新築住宅のパーセンテージ：①1ha あたり 30 戸以下、②30～50 戸、④50 戸以上	Output	地方自治体
住宅の型と規模		住宅需要や市場評価を行っている地方自治体の数	Process	地方自治体
既存ストックの有効活用	2010 年までに全ての社会的住宅を見苦しくないものにする	1000 戸あたりの不適切な住宅戸数	Outcome	HIP, ODPM
		開発可能な、放棄地・空地	Contextual	NLUD

D4 交通

コミュニケーションと交通	交通事故による死傷者数を 2010 年までに 40%まで、子どもの死傷者数は 94～98 年の水準まで、減らす（国の目標）	交通事故による死者・重傷者数（トータル及び子ども）	Outcome	NTS
		通勤交通手段	Outcome	NTS

		通学交通手段	Outcome	NTS
		病院へのアクセシビリティ	Outcome	LTA
		通勤のアクセシビリティ	Outcome	LTA
		道路交通量の増加	Outcome	NTS
		交通手段別の一人当たり年間旅行距離 km	Outcome	NTS
		平均トリップ長	Outcome	検討中
		平均旅行時間	Contextual	検討中
		リージョンの駐車場基準に従った LDD を策定している自治体の数	Process	リージョン 議会
		交通計画によってカバーされているリー ジョンの就業者の比率	Outcome	検討中
		リージョンの主な空港への交通手段	Outcome	CAA
		トン・キロベースの貨物の輸送手段	Outcome	DfT/SRA/DTI

D5 持続可能な自然資源のマネジメント (省略) D6 廃棄物と鉱物 (省略)

D7 田園地域と景観のマネジメント (省略) D8 建築と歴史的環境のマネジメント
(省略)

D9 中心市街地

中心市街地		中心市街地内で完成した小売、オフィ ス、レジャー施設の総量	Output	地方自治体
		新しい大規模な商業施設の位置 (既成市 街地のリージョナルセンターやタウン センター内で)	Output	地方自治体
		中心市街地内で開発可能な土地の割合 (小売、レジャー、住宅、オフィスその 他に利用可能な全床面積)	Output	地方自治体
		中心市街地の個別な小売、レジャー、オ フィス開発で未解決なものの割合	Output	地方自治体
		中心市街地で小売、オフィス、レジャー 開発のために既に利用可能となってい る個別の土地	Output	地方自治体

D10 観光と関連するスポーツ・レクリエーション (省略)

D11 社会、文化及び健康にかかる事項 (省略)

SECTION E サブリージョン (省略)

5 おわりに

海外における地方制度や都市計画制度の仕組みに関する紹介文献は、1970年代くらいまで盛んであった地方制度調査会ベースの議論、90年代に盛んであったイギリスのEZ・UDC方式を参考にする議論の頃に比べ、最近は意外に少なくなっているように思われる。これは、わが国の社会システムが成熟化し、もはや海外の事例を参考にしなくてもよいという風潮になっていることもあろうが、インターネットの普及によって個人が海外情報にもすぐアクセスできるようになったため、逆に文献的なとりまとめが成されなくなったということが大きいと推定される。

とはいえ、実際に参考にしたかどうかは定かではないが、最近のわが国の都市づくり制度で、海外のシステムと類似したものは多くある。たとえば、まちづくり交付金制度はイギリスのSRB制度に類似しているし、都市再生緊急整備地域制度はエンタープライズゾーン制度と類似したところがある。イギリスなど海外の都市が抱える問題は、わが国の都市問題に比べ深刻度などで大きな違いがあるが、やはり参考となるところは参考としていくべきであろう。以上の本文中にも書いたが、このペーパーは、最近のわが国でのトピックである国土形成計画の広域地方計画、あるいは都市計画区域マスタープランの計画システム、また大規模商業施設の郊外立地抑制・中心市街地再生に係る計画システムに関する議論に参考になるものと信じる。

なお、このペーパーのとりまとめにあたっての基本的な情報源は、イギリス政府等のHPに掲載されている公開情報である。その意味で、ほとんどの情報は1次情報であり、特にイギリスのリージョン制度についてここまでまとめた文献は無いと思われる。

参考までに、主に参考としたDCLGの情報ツリーは次のようになっている。

DCLGのページ→Planning, building and environment→Planning→Planning policy
(PPG, PPS 関係の文献へ)

→Cities and regions→Regional

(GO, RA, RDA のページへ。ここから各リージョンにも飛べる)

この他参考とした主な文献は以下のとおり。

○イギリスの地方制度、地域政策

(財)自治体国際化協会「英国の地域再生政策」(2004年5月)…協会のHPからダウンロード可能。第2章の系譜(特にメジャーまで)をまとめる上で参考にした。

○大ロンドンの行政制度等

東郷尚武「ロンドン行政の再編成と戦略計画」(2004年3月。東京市制調査会都市問題研究叢書)……参考-4の内容は、この文献によっている。

○イギリスの都市計画制度

岡本裕豪「英国都市計画制度の改正(概要)」(新都市 平成16年8月号)